

第二次安芸太田町男女共同参画基本計画



平成30年3月

安芸太田町

はじめに

高度情報化・国際化が大きく進展している一方で、少子高齢化・過疎化は激化し、生産年齢人口の減少、高齢者の単独世帯・二世帯が増加するなど、私たちを取り巻く環境は大きく様変わりし、一人ひとりの価値観やニーズの多様化などによって新たな課題への対応が迫られています。

これらの課題を解決していくためには、古くからのしきたり、これまでの慣習を見直し社会制度から性別による役割分担の意識等にとらわれることなく、だれもが個性と能力をいかんなく発揮できる「男女共同参画社会」の実現は最も重要な課題のひとつです。

男女共同参画社会基本法の施行から30年近くが経過し、その目指す政策の成果と課題を再確認する必要があります。

平成27年には男女共同参画社会基本法の基本理念にのっとり、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が制定されました。女性の意思が尊重され、個性と能力を十分に発揮できる就労環境の整備は、ますます重要になっています。

第二次安芸太田町長期総合計画では「豊かさあふれつながりひろがる安芸太田町」をめざす中で、男女共同参画社会について、「家庭や職場、地域活動において、男女が互いに協力、尊重し合い積極的に社会活動を展開できる社会の実現を図る。」としております。

社会のさまざまな分野への女性の参画機会を拡充し、男女が同等に評価され平等に活動できる組織や地域、女性がより一層活躍できる職場づくりを実現することが大切であると考えています。

本町では、本年1月に実施した「安芸太田町男女共同参画に関するアンケート」の結果から、成果の上がっていないところを反省し、また、いただいたご意見やご要望を反映させ、強化すべき施策を策定委員会に持ち寄り議論を行いました。あらゆる場面において人権擁護の視点に立った男女共同参画の取り組みを課題として掲げ、その課題を解決するために、「第二次安芸太田町男女共同参画基本計画」を策定いたしました。

今後は、この計画を基に男女共同参画社会の実現、女性の活躍を迅速かつ重点的に推進し、町民・地域・企業・行政などが一体となって積極的な取り組みを進め、男女の人権が尊重され、豊かで活力のある安芸太田町の実現に努めてまいりたいと考えています。

最後になりましたが、この計画の策定にあたり、アンケート調査にご協力いただきました住民の皆様方に対し、心より厚くお礼申し上げます。

平成30年3月

安芸太田町長 **小坂真治**

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 基本理念	1
3 計画の位置づけ	1
4 計画の期間	2
5 計画の策定方法	2
第2章 男女共同参画をめぐる安芸太田町の現状	3
1 人口及び世帯の状況	3
(1) 人口	3
(2) 世帯	4
2 就業の状況	4
3 町民の意識	6
第3章 施策の方向性	6
1 基本目標	6
2 計画の視点	7
3 施策の体系	7
第4章 施策の展開	8
人材の育成	8
現状と課題	8
施策の方向と内容	9
1 男女共同参画の正しい理解と意識啓発	9
2 教育・学習機会の充実	9
環境をつくる	11
現状と課題	11
施策の方向と内容	12
1 家庭における男女共同参画	12
2 地域における男女共同参画	12
3 就労や職場における男女共同参画	14
安全・安心をつくる	16
現状と課題	16
施策の方向と内容	17
1 安心して暮らせる環境づくり	17
2 人権侵害・暴力の根絶	18
3 福祉制度の充実による男女共同参画	19
第5章 計画の推進	22

1	基本数値目標	22
2	推進体制の整備	23

計画の概要

資料編

資料1 男女共同参画に関するアンケート集計

資料2 広島県内市町の状況

- (1) 県内自治体職員の管理職の状況
- (2) 市町の行政委員の状況
- (3) 市町の審議会委員等の状況
- (4) 安芸太田町の行政委員会、審議会等の状況
- (5) 市町の議会議員の状況

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

性別にかかわらず、一人ひとりの人権が尊重され、その個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の実現は、緊急を要する最重要課題の一つです。

第二次安芸太田町長期総合計画では、「豊かさあふれつながりひろがる安芸太田」をめざす中で、男女共同参画社会については、「家庭や職場、地域活動において、男女が互いに協力、尊重し合い積極的に社会活動を展開できる社会の実現を図る。」としています。

また、平成 27 年 9 月には、「女性の職業生活における活躍に関する法律」(以下「女性活躍推進法」という)が制定され、性別による差別を受けることなく、男女がともに尊重され活躍できる環境づくりが急務になっています。

そこで、第一次「安芸太田町男女共同参画基本計画」の成果と課題を分析し、計画の見直しを図り、真の男女共同参画社会を実現するための指針として「第二次安芸太田町男女共同参画基本計画」を策定しました。

2 基本理念

少子高齢化、過疎化が激化し、情報社会の進展、個人の持つ価値観の多様化などにより、私たちを取り巻く社会情勢がめまぐるしく変化している中であって、「真の生活の豊かさ」が追求され、それぞれの生き方が尊重される社会であることが求められています。また、持続可能な社会の構築には多様な人材の育成と活用、多様な視点の導入、古くからの慣習やしきたりに固執することのない新たな発想が欠かせません。

そのためには、すべての人々は生まれながらにして自由・平等であり、いかなる差別も受けないという基本的人権の理念を社会全体の根幹とする必要があります。

日本国憲法第 13 条、第 14 条で、すべて国民は、「個人として尊重」され、「法の下に平等」であって、差別されることなく自由で豊かに生きる権利を保障し、また、第 24 条では、「夫婦が同等の権利を有することを基本とし、個人の尊厳と両性の平等」について保障しています。

3 計画の位置づけ

(1) 「男女共同参画社会基本法」(平成 11 年法律第 78 号) 第 14 条第 3 項に基づく「市町村男女共同参画計画」です。

(2) 「女性活躍推進法」(平成 27 年法律第 64 号) 第 6 条第 2 項に基づく「市町村推進計画」としての位置づけです。

(3) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(平成 13 年法律第 31 号) 第 2 条の 3 第 3 項に基づく「市町村基本計画」としても位置づけます。

(4) 上位計画、関連する計画との整合を図ります。

- ・第 4 次広島県男女共同参画基本計画【平成 28～32 年度】
- ・第二次安芸太田町長期総合計画【平成 27～36 年度】
- ・安芸太田町子ども・子育て支援事業計画【平成 28～31 年度】
- ・第 7 期安芸太田町介護保険事業計画及び高齢者福祉計画【平成 30～32 年度】
- ・第 5 期安芸太田町障害者計画・障害福祉計画 第 1 期障害児福祉計画【平成 30～32 年度】

・安芸太田町人権教育・啓発推進プラン【平成 29～33 年度】

(5) 本計画は、男女共同参画社会づくりを住民・地域・企業・行政などが一体となって取り組むための計画です。

5 計画の期間

この計画の期間は、町の最上位計画である「第二次安芸太田町長期総合計画」の終了年度に合わせ、平成 30 年度から平成 36 年度までの 7 年間とし、関連法改正や新法制定があったときには進捗状況を踏まえ、必要に応じて改定します。

6 計画の策定方法

本計画の基礎資料として、アンケート方式による住民意識調査(以下「アンケート調査」という。)を平成 30 年 1 月に行いました。現状と課題を分析し、安芸太田町男女共同参画策定委員会において、男女共同参画に必要な重点課題等の整理を行い、平成 36 年度までに実現していく施策を「第二次安芸太田町男女共同参画基本計画」としてまとめました。

実施時期	平成 30 年 1 月 10 日～31 日
配布対象	20 歳以上の男女各 500 名 計 1,000 名 無作為抽出
回収状況	365 件(男性 162、女性 189、未記入での返送 14 件)
回収率	36.5%(未記入の返送 14 件を含む)

平成 30 年 2 月 6 日現在

参考：前回のアンケート実施状況

実施時期	平成 24 年 8 月 10 日～31 日
配布対象	20 歳代～60 歳代の男女 900 名 無作為抽出
回収状況	285 件(男性 119、女性 165、不明 1)
回収率	31.66%

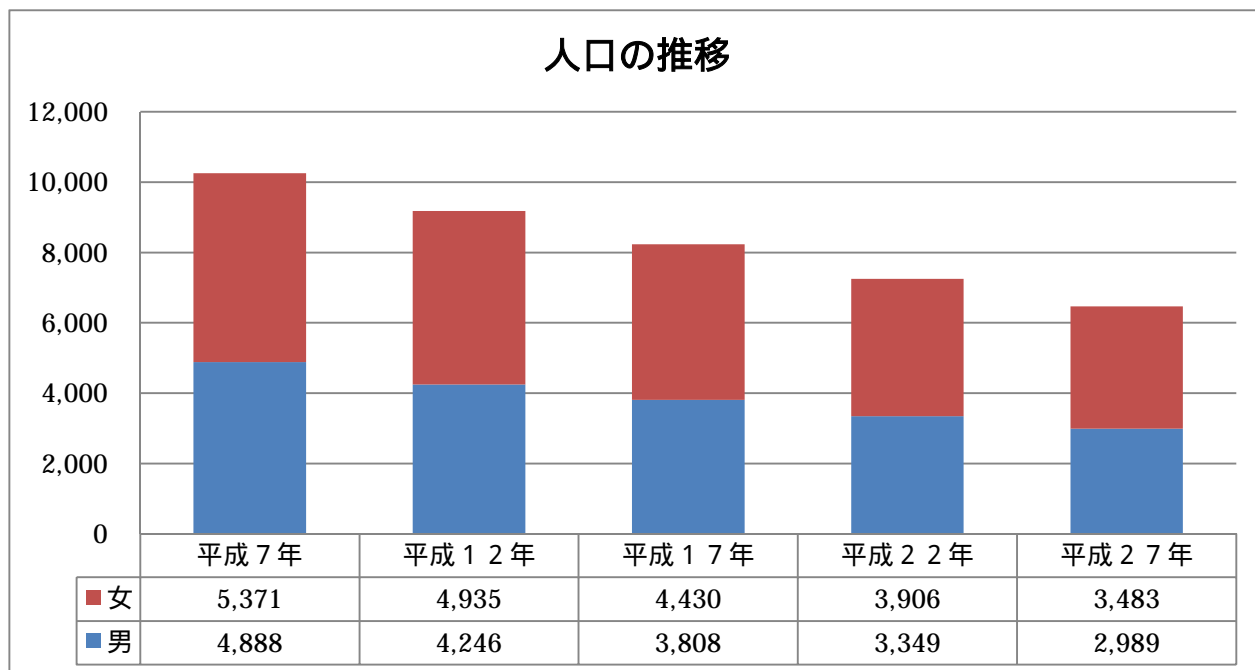
第2章 男女共同参画をめぐる安芸太田町の現状

1 人口及び世帯の状況

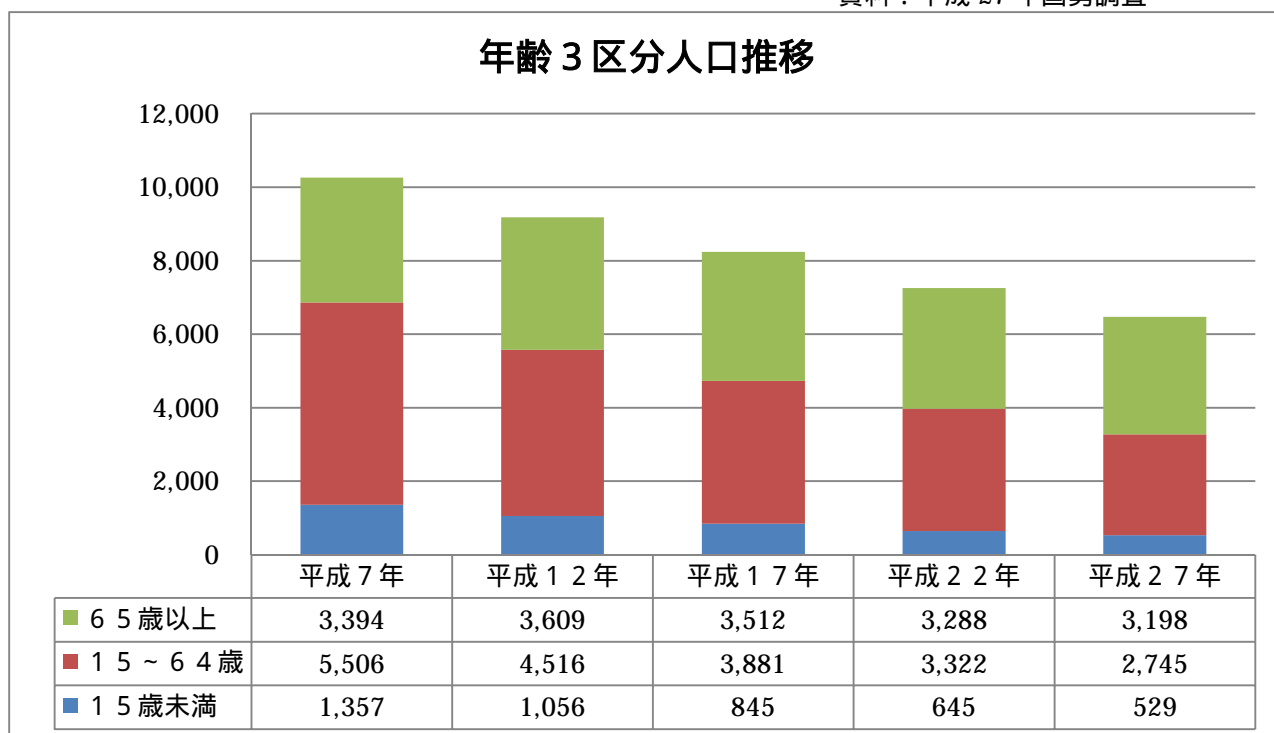
(1) 人口

安芸太田町の人口は、平成22年国勢調査時から800人弱が減少し、6,472人（平成27年国勢調査時点）になっています。

年齢3区分人口をみると、15歳未満の年少人口は5年間で116人減少し、15～64歳の生産年齢人口は577人の減少で減少率が高くなっています。65歳以上の老年人口は90人の減少に留まっていて、少子高齢化が進んでいます。



資料：平成27年国勢調査



資料：平成27年国勢調査

(2) 世帯

平成 27 年の世帯の状況をみると、世帯総数に占める単独世帯（ひとり暮らし）の割合が 32.3%（高齢者のひとり暮らしの方の割合は 23.4%）と高くなっています。

また、未婚の 20 歳未満の子どもと親で構成される母子世帯・父子世帯の割合が合わせて 9.2%、3 世代同居の世帯が 7.0%となっています。

区 分	世帯数	世帯数に占める割合%
一般世帯総数	2,770	100.0
親族世帯	1,863	67.3
核家族世帯	1,489	53.8
母子世帯	215	7.8
父子世帯	40	1.4
夫婦のみ	824	29.8
3 世代世帯	195	7.0
非親族世帯	11	0.4
単独世帯	896	32.3
65 歳以上の単独世帯	649	23.4

一般世帯とは、施設等の世帯（寮に住む生徒や病院に入院している人などから成る世帯）を除く世帯をさす。このため、一般世帯の世帯人員は総人口とは異なる。資料：平成 27 年国勢調査

2 就業の状況

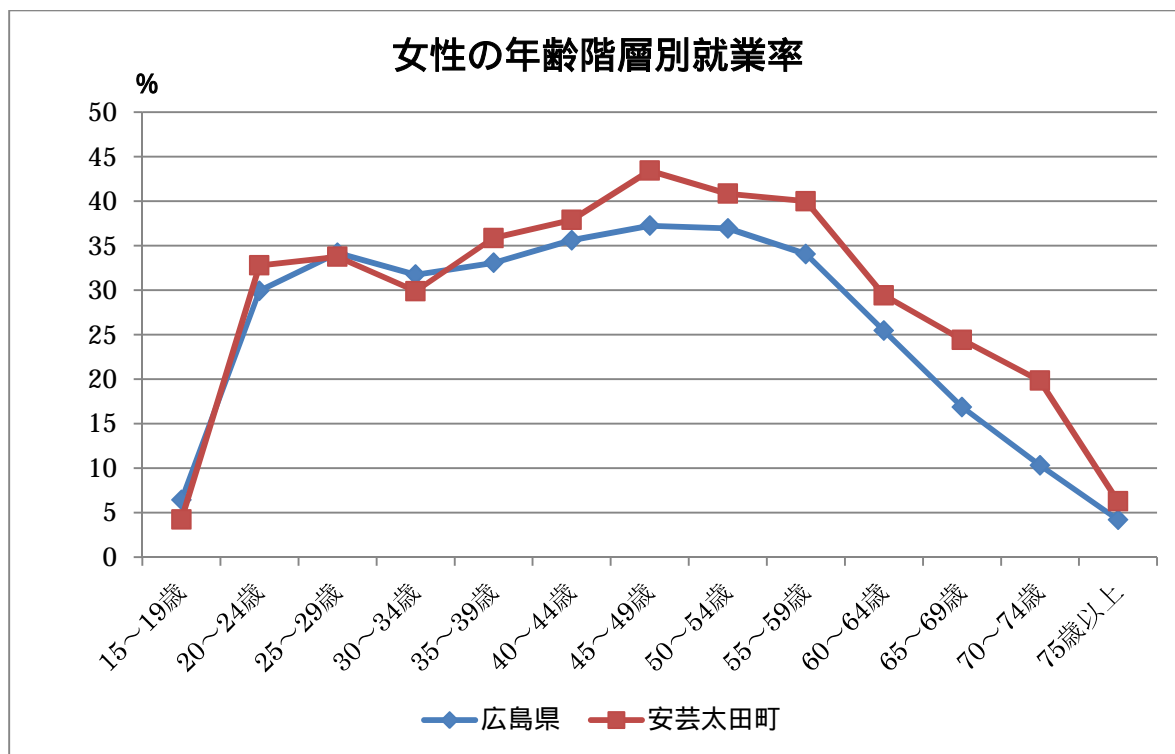
本町の就業率は、平成 27 年では男性 59.8%、女性 41.4%となっています。広島県の実業率と比較すると、男性で 4.5 ポイント、女性で 4.8 ポイント低くなっています。

また、就業者総数のうち、55.2%が男性、44.8%が女性となっており、この割合は広島県とほぼ同じとなっています。

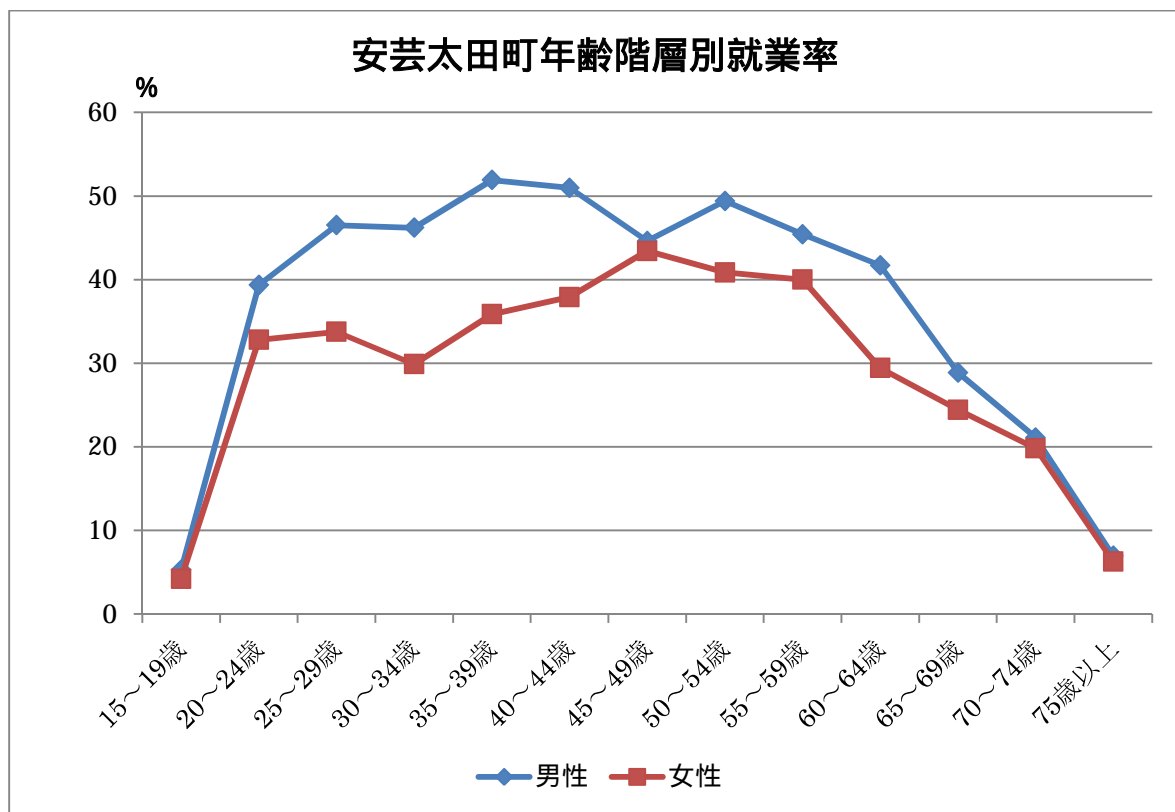
区 分		安芸太田町	広島県
15 歳以上人口		5,924	2,436,962
就業者数		2,953	1,336,568
就業率		49.8	54.8
男性	15 歳以上人口	2,729	1,165,344
	就業者数	1,631	748,782
	就業率	59.8	64.3
	就業者総数に占める割合	55.2	56.0
女性	15 歳以上人口	3,195	1,271,618
	就業者数	1,322	587,786
	就業率	41.4	46.2
	就業者総数に占める割合	44.8	44.0

資料：平成 27 年国勢調査

本町における女性の就業率を年齢階層別にみると、広島県と比較して 35 歳以上で高くなっています。また、65 歳以上の従業率が高いのは農業に従事する方が多くを占めています。25～44 歳までの世代で女性の就業率が低く、男性と大きな差があります。



資料：平成 27 年国勢調査



資料：平成 27 年国勢調査

3 町民の意識

平成 30 年 1 月に町内の在住者 1,000 人（男女各 500 人）を対象にアンケート調査を行い、365 人（内、高齢などを理由に未記入であった 14 人を含む。）からの回答を得ました。平成 24 年に実施したアンケート調査の回収率は、31.67%（900 人中 285 人の回答）であったのに対し、今回調査の回収率は 36.50%で、多少の伸びはあるものの決して高い回収率とは言えません。

調査の回答において、「男女共同参画社会」という言葉を「全く知らない」と回答した人が 10.0%（前回調査 24.6%）、「男女共同参画社会基本法」という言葉を「全く知らない」と答えた方は 27.6%（前回調査 42.9%）に減少しており、“男女共同参画”という言葉は、この 5 年間で徐々にではありますが、日常的な認識になっていることがうかがえます。

一方で、前回調査の質問になかった「女性活躍推進法」については、「全く知らない」と答えた人が 36.5%にのぼり、周知啓発活動の不十分さが表れています。

次に、男女の地位について、社会全体で平等になっていると感じている人の割合は、今回調査で 20.5%（前回調査 15.1%）に留まり、法律や制度上で男女が平等になっていると感じている人も、43.3%（前回調査 36.6%）に留まっており、半数に届いていないのが現状です。

また、社会通念・習慣・しきたりなどにおいては、「男性が非常に優遇されている」、「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と答えた人をあわせた割合は 64.8%、社会全体でも、同じように答えた人が 62.5%にも昇り、これは前回調査とほぼ同じ結果になっていることから、まだまだ男性優位の社会であると感じる人が多く、男女の不平等感は解消されていないのが実態です。

第 3 章 施策の方向性

1 基本目標

「一人ひとりの人権を尊重し、男女が共に

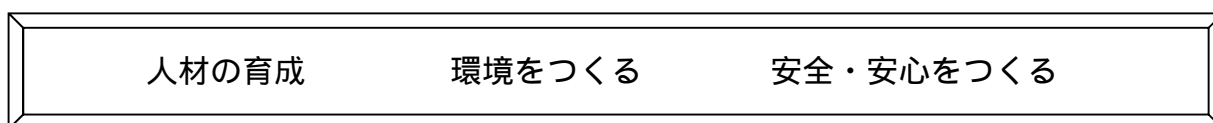
個性と能力を発揮できる社会の実現」

男女共同参画社会とは、男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保され、男女の役割と能力が正しく評価され、均等に様々な利益を受けたり、責任を担う社会の事をいいます。

また、生産年齢人口が減少し地域経済の活力低下が懸念される中、これまで男性が中心であった職業生活の場において女性の活躍が進むことは、男性にとっても仕事と生活の充実を図りながら暮らすことができる社会の実現につながります。

2 計画の視点

基本目標の達成に向け、次の3つの視点から施策を推進します。



3 施策の体系

計画の視点	施策の方向	施策		
人材の育成	1 男女共同参画の正しい理解と意識啓発	(1) 男女共同参画に関する情報発信と啓発 (2) 男女を差別する慣習などの解消		
	2 教育・学習機会の充実	(1) 人権尊重、男女平等に関する教育の推進		
		(2) 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実		
		(3) 女性リーダーの発掘と育成 (4) 生涯学習の充実、スポーツ活動の推進		
環境をつくる	1 家庭における男女共同参画	(1) 家族みんなで担う家事・育児・介護 (2) 育児・介護の支援		
		2 地域における男女共同参画	(1) 地域による子育て支援 (2) ボランティアやNPO活動の支援 (3) 地域づくりへの女性参画の推進	
	3 就労や職場における男女共同参画		(1) 仕事と家庭の両立を可能にする環境づくり (2) 雇用・就業機会均等の支援 (3) 女性活躍の推進を支援 (4) 働きやすい職場環境づくりの支援	
			安全・安心をつくる	1 安心して暮らせる環境づくり
	2 人権侵害・暴力の根絶	(1) 配偶者からの暴力(DV)等の根絶 (2) 子ども・若年層に対する虐待・暴力の根絶 (3) 高齢者、障がいのある人等に対する虐待の根絶		
		3 福祉制度の充実による男女共同参画		(1) 高齢者の生きがいづくり (2) 障がいのある人の生きがいづくりと自立支援 (3) 要介護家庭への支援 (4) 生涯を通じた心と体の健康づくりの支援

第4章 施策の展開

人材の育成

《現状と課題》

男女共同参画社会の構築にあたって大きな障壁には、人々の意識の中に長い時間をかけて作りあげられてきた性別に基づく固定的な役割分担意識があります。このような意識は時代や政策と共に変わりつつあるものの、いまだに根強く残っています。

アンケート調査で、「家事の分担」をみると「掃除、洗濯、炊事」は、無回答の人、及び該当しないと答えた人を除くと夫婦が協力して行うが、28.0%、主に妻が行っているが56.4%になっています。

「子育て」については、夫婦が協力して行うが、約半数を占めていますが、主に夫と答えた人は全くいませんでした。

男女の地位については、自治振興会や地域活動において、「男性が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と感じている人の割合は、合わせて52.1%で半数を超えていますが、「女性が非常に優遇されている」と「どちらかといえば女性の方が優遇されている」と感じている人を合わせても3%に達していません。

また、地域活動の現状についての問に対しては、「女性が役職に就きたがらない」と思っている人が多数を占め、「女性が表にでるべきでないという雰囲気がある」と思っている人も多いのが実情です。

しかしながら、子育てについてどのように考えていますかという問いに対しては、多くの方が、「男女の役割を固定せず、しつけや教育は区別しないで育てる」、「子どもの個性に応じて育てる」と回答しており、古くからの性別に基づく役割分担意識にはとらわれないという傾向も強まっています。

これらのことから、男女共同参画社会の実現には、男女がお互いに人権を尊重し、あらゆる場面に女性が積極的に参加でき、男女共同参画に関する認識を深める取り組みを積極的に推進することが重要になります。

一人ひとりが性別にとらわれず、主体的で多様な生き方が正当に評価され、個性と能力を發揮できる社会を形成するためには、子どものころから、男女共同参画の意識を育てていくことが重要です。

《施策の方向と内容》

1 男女共同参画の正しい理解と意識啓発

(1) 男女共同参画に関する情報発信と啓発

広報やホームページを活用した情報の発信

広報誌やホームページを活用し、男女共同参画に関する情報発信を行います。

男女共同参画に関する資料の収集と活用

国・県・他市町の動向を把握し、男女共同参画に関する資料やデータの収集に努め、男女共同参画社会の実現に向け活用していきます。

男女共同参画に関する講座等の開催

男女共同参画について知らない方でも興味を持てるように内容を工夫し、人権セミナーの開催やより多くの講座等に参加を促し、男女共同参画について理解と浸透を図ります。

町のイベントなどを利用した啓発活動

町内の様々なイベントを利用して、男女共同参画についての理解を図るための啓発活動を行います。

(2) 男女を差別する慣習などの解消

人権尊重意識の啓発

人権週間における人権講演会の参加者の拡大、年間を通じた人権セミナーの開催や広報誌やホームページなどを活用して、人権意識の高揚を図り、人権意識の向上に努めます。

情報を主体的に読み解くための学習機会の提供

メディア等からの情報に、性別による差別や偏りがないかを読み解く能力を身につけていただくために、学習機会の提供を図ります。

性別による固定的な役割分担を見直すための啓発活動

社会通念や慣習の中に無意識のうちに存在する性差別の解消や、固定的な役割分担意識を改善するための意識啓発を推進します。

2 教育・学習機会の充実

(1) 人権尊重、男女平等に関する教育の推進

乳幼児期からの学習の推進

保育所・認定こども園や幼稚園において、男女が特性を認め合い、人間として平等に接するための幼児教育と環境づくりに努めます。

保護者に男女平等教育の促進と、育児環境への配慮を働きかけます。

学校教育における意識醸成と環境整備

児童・生徒の発達段階に即した学習指導要領に基づき、授業や活動の場において、男女平等についての学習を進め、子どものころから男女共同参画意識の醸成に努めます。また、教職員に対しても、男女共同参画意識の啓発に努めます。

P T A活動における男女共同参画の推進に努めます。

進路・就職指導の充実

学校におけるキャリア教育の充実を図り、就労体験を通じた男女共同参画社会の将来像をイメージさせると共に、進路指導における助言も行います。

(2) 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実

生涯学習の推進

講座等の充実を図り、誰もが気軽に学ぶことができる環境づくりに努めます。

男女共同参画への理解を深めるため、多様な学習機会の提供に努めます。

固定的な役割分担意識が残っていることをふまえ、研修会などの機会を活用して男女が共同して行うことの意識を醸成する啓発活動に努めます。

(3) 女性リーダーの発掘と育成

女性リーダーの発掘

社会活動やN P O活動など、様々な分野で積極的に活動されている女性個人や団体などを広報紙等で紹介し、女性活躍の啓発と地域で埋もれた女性人材の発掘に努めます。

女性リーダーの育成

託児所を開設するなど参加しやすい講座を開催します。

広島県男女共同参画財団などが主催する女性リーダー養成講座への参加を積極的に周知し、また支援します。

広島県、広島県男女共同参画財団などの連携を図りながら、女性リーダー養成講座やセミナーなど、町内での定期的な開催と充実を図ります。

(4) 生涯学習の充実、スポーツ活動の推進

生涯学習機会の充実

住民の自主的な活動を支援するとともに各種講座や芸術など、さまざまな事業への参加を推進します。

各種スポーツ活動の推進

誰もが気軽にスポーツを楽しめるよう、体育協会等と連携し、各種スポーツ活動の推進や大会等の積極的な開催を図ります。

環境をつくる

《現状と課題》

アンケート調査では、“安心して子どもを産み育てるためにどんなことが必要だと思いますか”という問いに対し、「出産・育児に対する経済的な支援の拡充」という回答に次いで「子育て中の柔軟な勤務形態の普及」と回答する人が大多数を占めています。

また、“男性と女性がともに家事、子育て、介護、地域活動などに積極的に参加していくためにはどのようなことが必要だと思いますか”という問いに対し、「夫婦や家庭内のコミュニケーションを良くはかること」と「男性が家事などに参加することへの男性自身の抵抗感をなくすこと」という回答が上位を占めており、“男女がともに、仕事と家庭の両立を続けるためにはどのようなことが必要だと思いますか”という問いに対し、「育児・介護休業を気兼ねなく利用できる職場環境づくり」、「高齢者や病人の介護サービスの充実」、「育児・介護休業の利用者が、不利な扱いを受けないようにすること」が上位を占めています。

平成 27 年に「女性活躍推進法」が制定され、本人の意思を尊重しながら、職業生活と家庭生活との継続的な両立が図られるよう、事業主に対して強く求められるようになりました。職場における女性活躍の推進と、従来の職場中心のライフスタイルから、職場・家庭・地域のバランスの取れたライフスタイルへの転換は、労働者の努力のみならず事業主にもその責務が課せられています。

少子高齢化・過疎化が激化し、労働力人口が減少する中で、仕事と育児や家族の介護を両立すること、安心して子どもを産み育てることができる社会を実現するためには、家族が協力して家事・育児・介護などの役割を分担していくことや、社会がこれを支援していくことが重要です。

多様なニーズに対応した子育て支援サービスの充実を図るとともに、子育て家庭の孤立化や不安を解消するための相談・支援体制を充実させる必要があります。

私たちの生活の中で、仕事と家庭の両立支援を進めるとともに、家庭、地域における男女共同参画を推進することが重要です。

また、地域活動は、社会生活の重要な一面であり、協働のまちづくりにおいても大切な役割を担っています。平成 25 年 3 月に策定された「安芸太田町協働のまちづくり基本方針」で掲げた目標達成に向け、住民と行政が主体性を持ち、それぞれの役割と責任を認識しながら、知恵と力を合わせ、協働のまちづくりを推進する必要があります。

地域活動を活性化していくためには、性別にかかわらず協力し合い、男女それぞれの視点から多様な意見を取り入れ、住民の参画を促進することが重要です。

《施策の方向と内容》

1 家庭における男女共同参画

(1) 家族みんなで担う家事・育児・介護

家事などへの男性の参加促進

仕事と家庭の両立に関する意識啓発、ワーク・ライフ・バランス(*1)の普及や男性の家事への参加の促進、男性が家事や育児を行うことへの偏見や、固定的な役割分担意識の見直しを進めるための意識啓発に取り組みます。

男性の家事能力の向上

男性が家事全般に積極的に参加するよう、講演会、広報誌等による意識啓発や、男性家庭科教室などの技術的な講習会、研修会等を開催し、家事能力の向上を図ります。

*1 ワーク・ライフ・バランス：「仕事と生活の調和」と訳され、国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることを指す。

(2) 育児・介護の支援

男性の子育て参画への支援

男性が子育てに積極的にかかわることができるように、子育て支援センター等において意識啓発を図ります。

介護教室・認知症サポーター養成講座の開催

在宅での介護について理解を深めるため、介護教室や認知症サポーター養成講座を開催するとともに、現在介護にかかわっていない方や、男性の参加を促進します。

就労と在宅介護の併用課題を踏まえて、介護サービス等の相談支援を行います。

2 地域における男女共同参画

(1) 地域による子育て支援

地域で支える子育て

身近な地域の中から子育てに関する豊富な知識を持つ人材や、地域文化等に関する貴重な技術や知識を持つ人材の発掘に努めます。

民生委員・児童委員、主任児童委員等について、より活発な活動が展開できるよう支援に努めます。

活動拠点整備の推進

生涯活躍のまちづくりにおいて、各集会施設等を“地域で支える子育て”の交流の拠点とし、利用しやすい施設の充実、環境の整備を図ります。

(2) ボランティア活動やNPO活動の支援

ボランティア活動に関する情報提供等の推進

安芸太田町社会福祉協議会等と連携して、ボランティア活動やボランティア活動団体に関する情報提供を進めるとともに、学習する機会の提供に努めます。

新たなボランティア団体、NPO法人の設立を積極的に支援し、活動拠点の提供や活動の紹介など、活動全体の気運を高めていきます。

子育て支援に取り組んでいる既存のボランティア団体に積極的な支援要請を行うとともに、子育てサークルのメンバーが子育て期を終え、その後も子育て支援ボランティア団体（子育てサポーター）として継続的に活動を続けられるような体制をめざし、長期的な視点で子育てサークルの振興・支援を図ります。

放課後における子どもの居場所づくり

放課後の子どもの安全・安心な居場所づくりとして、学校の空き教室や児童センター等を利用し、地域の方の協力を得て町内小学校に就学する児童を対象に4か所で実施していますが、この事業運営は、安全管理員や学習アドバイザー等、地域の協力が不可欠であり、保護者ニーズや協力体制等を考慮する中で実施してまいります。

(3) 地域づくりへの女性参画の促進

協働のまちづくりへの支援

自治振興会を中心として策定する「地域マスタープラン」や地域づくり活動計画の中で、男女を問わず誰もが気軽に参加でき、地域における連帯感や男女共同参画の意識が高まるような取り組みができるよう啓発に努めます。

各地域コミュニティ間の情報共有の推進

地域おこし協力隊員や集落支援員を中心とした地域づくり活動等の情報を自治振興会等の地域コミュニティに提供し、男女共同参画のまちづくりの情報共有を進めます。

子育て支援センター事業

子育て支援センターは、現在、「加計認定こども園あさひ」と「認定こども園とごうち」にあり、育児相談をはじめサークル活動支援や育児講座を実施していますが、今後さらに地域の子育て支援の拠点として子育て支援センターの周知を積極的に図ってまいります。

3 就労や職場における男女共同参画

(1) 仕事と家庭の両立を可能にする環境づくり

仕事と家庭の両立に対する支援

仕事最優先であることの見直しや、ワーク・ライフ・バランスの普及には、労働条件や職場環境の整備が必要であり、事業主への意識啓発や周知に努めます。

休業制度の普及と取得しやすい職場環境の整備

出産・育児などによる離職の防止や育児休業や介護休業など仕事と家庭の両立のための「育児・介護休業法」が整備されましたが、特に男性の休業取得が少ないことから、制度の普及に向けた啓発を行います。

(2) 雇用・就業機会均等の支援

就業情報の収集と提供

ハローワークなどと連携し、ホームページ等による求人情報の提供や相談窓口の利用促進を図るとともに、周知の徹底に努めます。

各種技術・技能習得機会に関する情報提供

ハローワークや広島県などが実施する技術・技能を習得できる講座に関する情報を提供し、就業機会の拡大に努めます。

女性の再就職に対する支援

出産・育児などによりやむなく離職した女性が、再就職したり、新たな職場への就職活動の支援や離職中の職業訓練、新たな資格の取得に対する支援に努めます。

(3) 職場における女性活躍推進の支援

「女性活躍推進法」の周知と啓発

働く女性の意思を尊重し職業生活における女性の活躍を推進できるよう事業主に対する啓発や、事業主からの相談体制を確立します。

女性の再就職の機会確保のため、事業主に対する再雇用制度の普及・啓発を行うとともに、その活用を促進します。

復職を希望する女性看護師等を対象に、不安の解消、復職を支援するための研修等を実施するよう、安芸太田病院をはじめ町内医療機関への働きかけを行います。

出産などによりやむなく退職した女性が復職を希望する場合には、必要に応じ、復職へ向けた研修などの準備が整備されるよう企業等に対する啓発を図ります。

(4) 働きやすい職場環境づくりの支援

職場における男女共同参画の推進

男女がともに持てる能力を発揮しながら働き続けることができるよう、職場にお

けるハラスメント（*2）の防止や意識啓発を強化します。

母性保護の視点に立った職場環境づくり

母性保護に関する正しい知識の普及を進めるとともに、母性保護の視点に立った職場環境づくりを支援します。

事業主に対する関連する法令等の周知

事業主に対し、労働基準法、男女雇用機会均等法、育児介護休業法、女性活躍推進法など関連する法令などを周知し、雇用管理や労働条件の改善を促進します。

男女を問わず健康で働くことのできる職場環境づくり、健康増進に繋がる施策の支援をします。

*2 ハラスメント：パワハラ・セクハラ・モラハラなど、他者に対する発言・行動等が、本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えることを指す。特にジェンダー・ハラスメントは、性に関する固定観念や差別意識に基づく嫌がらせなどを指し、女性又は男性という理由のみで性格や能力の評価や決め付けを行うこと。

安全・安心をつくる

《現状と課題》

男女共同参画を推進するためには、町民一人ひとりの世代と性差に応じた福祉の充実が必要であると考えられることから、高齢者や障がいのある人をはじめとした、支援を必要とする人を男女が協力し合い、社会全体で支える体制づくりを推進することが重要です。

一人でも多くの住民が日常的な支え合いを自然に行うことができ、ボランティアや地域行事にも参加できることが必要です。そのためには、「すべての住民が支える人であり、同時に支えられる人でもある」という共通認識のもと、男女共同参画社会を進める人を育てる必要があります。

アンケート調査では、“地域活動に参加していますか”という問いに対し、男女ともに自治振興会・PTA・子ども会・シニアクラブ・女性会などの活動に参加している人が半数近くになっており、次いで趣味・学習・スポーツ活動となっています。

地域活動に参加していない人の中で、“参加していない理由は何ですか”という問いに対し、「参加したいと思うものがないから」が最も多く、次いで「仕事が忙しいから」になっています。「家庭で病人、高齢者等の介護をしているから」と回答した人も多く、そうした人も参加できる体制づくりが男女共同参画の重要な課題です。

また、地域ではさまざまなボランティア活動や地域活動が展開されていますが、地域活動やボランティアをする人の高齢化、固定化、集まりの悪さなどが課題となっています。

「人権の尊重」は男女共同参画社会の基本理念の一つですが、“ドメスティック・バイオレンス(DV)(*3)を経験したり、身近で見聞きしたことがありますか”という問いに対し、わずかではありますが、「暴力を受けたことがある」、「暴力を振るったことがある」という回答があります。さらに、治療が必要な程度の暴力を受けた人もあり、家庭でのDVの防止も大きな課題です。

被害者の多くは女性であり、性別による固定的な役割分担意識や、経済力の格差など、男女の置かれている社会的・構造的な問題を背景とした誤った意識から生じており、しかも加害者に罪の意識が薄い傾向があります。

このような状況を改善し、DVの防止やストーカー行為(*4)などの被害の防止、被害者の早期発見や保護、相談体制の整備などの支援が重要となります。

また、性別に関わりなく誰もが生涯にわたり心身ともに健康に暮らすことができるよう、各ライフステージにおいて、性差に応じた健康対策への取り組みが必要です。

防災や防犯の分野では女性の参画が少ない状況ですが、生活の中で起こりうるさまざまな問題の回避、犯罪被害の防止、安全・安心なまちづくりを進め、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、男女を問わずすべての人や地域が一体となって防犯・防災など、安全・安心なまちづくりを推進することが必要となります。

*3 **ドメスティック・バイオレンス(DV)**：配偶者や内縁関係や両親・子・兄弟・親戚などの家族から受ける家庭内暴力のこと。近年ではDVと表記されることも多い。近年ではDVの概念は同居の有無を問わず、夫婦や恋人など近親者間に起こる暴力全般を指す場合もある。

*4 **ストーカー行為**：特定の者に対する恋愛感情やその他の好意の感情またはそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、つきまとい、待ち伏せ、また、住居、勤務先、学校など通常所在する場所の付近において見張りをしたり、押し掛けたりすること。また、監視をしていることを告げたり、しつこく電話やファックスを送信しつづけたり、汚物を送りつけるなどの行為。

《施策の方向と内容》

1 安心して暮らせる環境づくり

(1) 安全・安心なまちづくり

防災思想の普及、徹底

住民が、自らの身の安全は自らが守るという自覚を持ち、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るような行動をすると同時に、近隣の負傷者や要配慮者及び避難行動要支援者への支援、避難場所での自主的活動など、地域防災への寄与に努めるよう、自主防災思想の普及、徹底を図ります。

自主防災組織づくりの推進

災害時にお互いが助け合い、適切に行動できる地域防災活動を推進するため、自主防災組織づくりを推進します。

災害時の避難場所への備蓄品の確保

災害時の避難場所である病院、学校(体育館)、集会所等に可能な限り備蓄品を整備し、避難者の安全・安心を確保します。

災害時の臨時福祉避難所の設置

町内の福祉施設と提携して、災害時の要配慮者及び避難行動要支援者に配慮した避難体制を整備し、有事の際の安全安心を確保します。

(2) 的確な事象の把握と相談体制の確立

人権相談体制の充実

人権相談体制の充実や、くらしの総合相談事業の開設日(毎月第2木曜日)開設場所等の周知を図り、相談窓口の充実に努めます。また、人権擁護委員、民生委員児童委員等へ男女共同参画に関する研修機会の情報提供をするなど、資質向上に努めます。

相談及び苦情への対応

男女共同参画を阻害する問題についての相談や、性別による差別的な取扱いなどの相談、町が実施する施策についての苦情等に関する相談窓口を設置し、関係機関と連携して適切に対応します。

2 人権侵害・暴力の根絶

(1) 配偶者からの暴力(DV)等の根絶

DV防止に関する広報・啓発

町民一人ひとりがDVについての理解を深め、DVは重大な人権侵害であることを認識できるよう啓発を行い、DV根絶の気運を醸成します。

「広島県DV対策関係機関連絡会議」等へ積極的に参加し、関係機関、組織などとの連携を強化しながら、実効性のある啓発活動を推進します。

DV相談窓口の設置

DV被害者からの相談や、「DV防止法」に基づく通報を的確に受け止められるよう、担当職員の資質の向上を図ります。

セクシャル・ハラスメント(*5)発生防止のための啓発

町民、企業、町職員及び教職員に対して、セクシャル・ハラスメント防止に関する啓発活動に努めるとともに、相談窓口の周知を図ります。

*5 セクシャル・ハラスメント：性的な言動により他の者を不快にさせ、その者の就業環境その他の生活環境を害すること、又は性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与えること。

(2) 子ども、若年層に対する虐待・暴力の根絶

児童虐待防止に関する広報・啓発

児童虐待防止法の趣旨を広報するとともに、子どもに対する虐待を発見した時は、役場または広島県西部こども家庭センターへ通報するよう周知を図ります。

子どもに対する虐待への対応

虐待を受けている子どもの迅速かつ適切な保護及び支援を行うため、関係機関・団体が情報の共有及び連携強化に努め、虐待防止に資するため「安芸太田町虐待防止ネットワーク会議」を開催し、適切な対応を推進します。

(3) 高齢者、障がいのある人に対する虐待の根絶

高齢者及び障がいのある人に対する虐待防止に関する広報・啓発

「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」及び「障害

者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律」の趣旨を広く町民に広報し、高齢者や障がいのある人に対する虐待を発見した場合は、速やかに役場に通報するよう周知を図ります。

高齢者・障がいのある人への虐待に対する対応

虐待を受けている高齢者や障がいのある人の迅速かつ適切な保護及び支援を行うため、「安芸太田町虐待防止ネットワーク会議」を開催し、適切な対応を推進します。

(4) インターネットによる人権侵害の根絶

インターネットによる人権侵害の対策

パソコンや、スマートフォン、電子ゲーム機による通信は、誰もが簡単に利用できる私たちの生活を大変便利にしている一方で、電子メールや掲示板などに悪口や他人を傷つける表現、少年被疑者の実名・顔写真の掲載など、プライバシーの侵害や差別を助長する情報が掲載されるなどといった問題が起こっています。インターネットの利用に関し、プライバシー保護、名誉に関する正しい理解の啓発やインターネット上で人権が侵害された場合にも相談体制等の確立、支援が必要です。

3 福祉の充実による男女共同参画

(1) 高齢者の生きがいづくり

高齢者の生きがいづくり

高齢者がいきいきと暮らせる活力に満ちた長寿社会をめざし、高齢者の生きがいづくりや就労、社会参加の場の確保を図ります。

支援体制の充実

要支援・要介護状態になっても、男女を問わず、可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるよう、医療・介護・予防・生活支援・住まいの5つの分野のサービスを一体的に提供するとともに、地域にある各種資源を活用した地域包括ケアを推進します。

防犯体制の充実

高齢者をはじめ誰もが住み慣れた地域で安心して快適に暮らし、社会参加ができるように、ノーマライゼーション(*6)の理念に基づき居住空間、公共施設、移動手段などの整備を進めるとともに、緊急時の避難体制の具体的な構築や、地域の見守りなどによる防犯体制の充実を図ります。

*6 ノーマライゼーション：障がいのある人や高齢者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活を送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方。

(2) 障がいのある人の生きがいづくりと自立支援

障がいのある人の社会参加と自立支援

障がいのある人の雇用を妨げている諸要因の解消を図るため、障がい者の雇用について事業主をはじめ住民の理解を高めるための広報や啓発活動を行うものとし、就業機会の確保と雇用の促進のため関係機関と連携して就労支援から就労後のフォローまで一貫した適切な相談支援を行います。

相談支援体制の充実

障がいのある人及びその家族、その他の関係者から各種の相談に総合的に応じることができるよう、必要な相談支援体制の整備を図るとともに、障がいのある人の家族が互いに支え合うための活動の支援等を行います。特に女性障がい者特有の悩みや課題に対しては、実情に応じた丁寧な対応が必要です。

公共施設等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン(*7)の普及の推進

公共施設のバリアフリー化を推進し、誰もが利用しやすい施設づくりを進めます。

ユニバーサルデザインへ配慮したまちづくりを進め、住宅、建築物、公共交通機関、歩行空間など生活空間のバリアフリー(*8)環境の整備を推進するとともに、ユニバーサルデザインの普及と啓発に努めます。

*7 ユニバーサルデザイン：バリアフリーは障がいによりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインは、あらかじめ障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

*8 バリアフリー：障がいのある人が社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語であり、階段等の物理的な障壁の除去ということが多いが、より広く障がいのある人の社会参加を困難にしている制度的な障壁、意識上の障壁、文化・情報面での障壁の除去という意味でも用いられる。

(3) 要援護家庭への支援

要援護家庭への支援、相談体制の充実

サービスのはざまや地域社会で孤立している要援護者やその家族の把握と、適正な対応が行えるようさまざまな団体等と連携をとり、安心して暮らせる体制を整えます。また在宅で介護をされる家族の方の高齢化に伴う重労働化をはじめ、生活上の悩みや問題を解決するため相談体制の充実と関係機関との情報共有を図ります。

(4) 生涯を通じた心と体の健康づくりの支援

男女の健康の保持増進

各種健診事業（山ゆり健診、人間ドック健診、がん健診推進事業、特定健診等）により、病気の早期発見、早期治療、また健診後の保健指導による重症化予防やライフステージに応じた健康教育に取り組みます。

妊娠・出産期の女性の健康支援

母性保護に関する正しい知識の普及を進めるとともに、女性が安心して子どもを産み育てられるよう、妊産婦や乳幼児の健康診査や保健指導、子育て支援期までの切れ目のない相談体制を充実し、心と体の健康支援を行います。

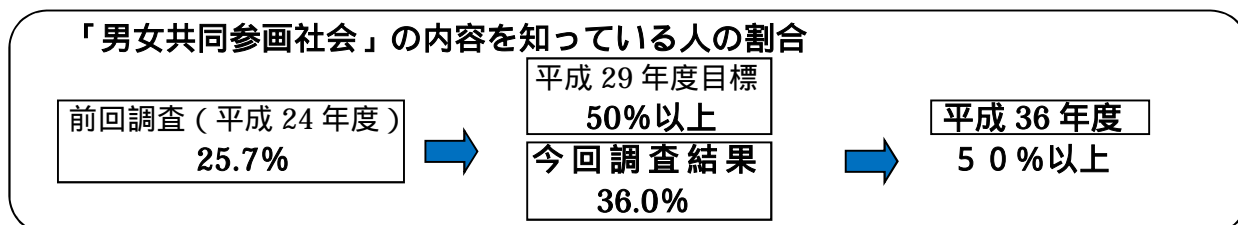
健康づくりと介護予防に関する意識の啓発と推進

誰もが生涯にわたり心身ともに健康に暮らすことができるよう、また、住み慣れた地域でできるだけ自立した生活が送れるよう、健康づくりや介護予防への取り組みの意識啓発を図り、町が推進しているウォーキングを中心に、住民自主運動組織とともに月例ウォーキングやウォーキング大会（もみじウォーク）のさらなる普及と健康づくり活動を推進します。

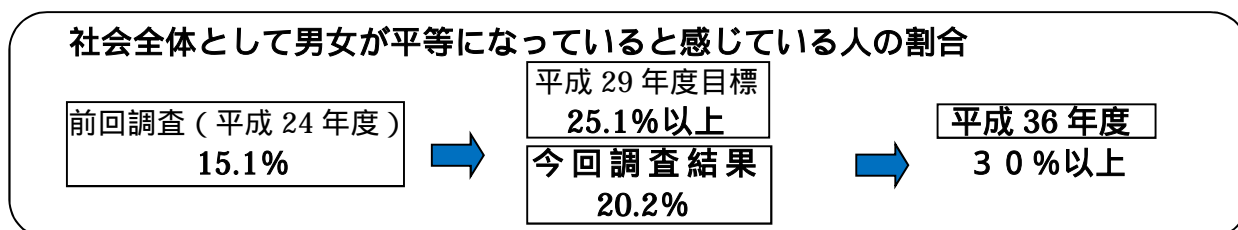
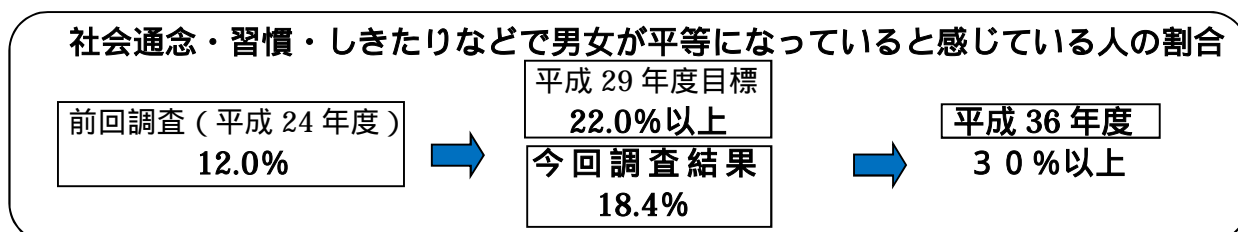
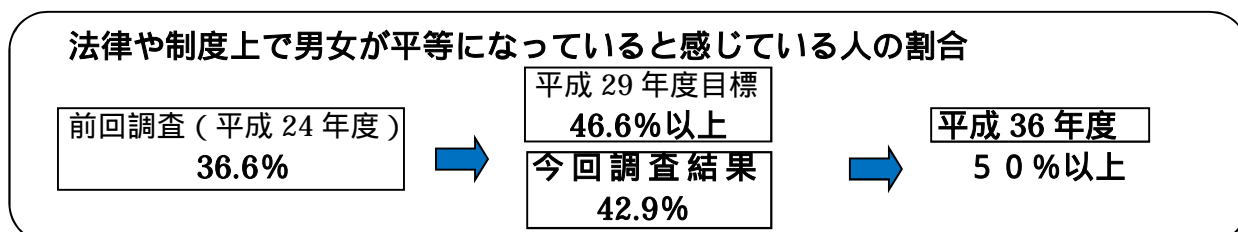
第5章 計画の推進

1 基本数値目標

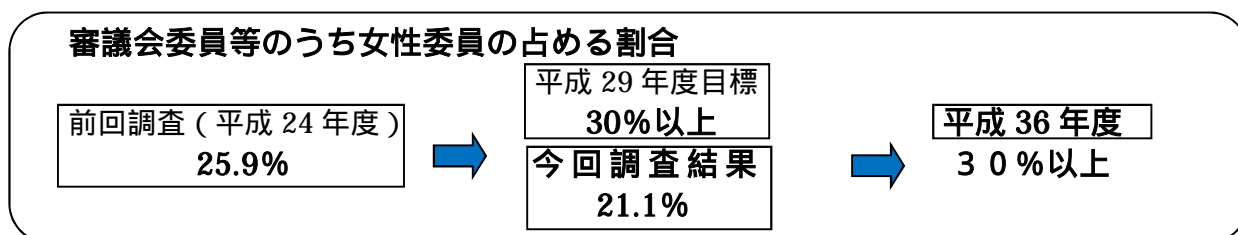
平成36年度における基本的な数値目標として定め、施策の推進を図ります。



平成29年度に達成する目標値をそれぞれ、「平成24年度調査結果の数値」+10%として掲げていましたが、調査の結果は、5%程度の伸びに留まっているのが実態です。



審議会等の委員の内、女性委員の占める割合は、前回掲げた目標を下回っており、女性リーダーの育成を進めるとともに、積極的な登用を意識づける必要があります。



2 推進体制の整備

(1) 町職員の男女共同参画への意識の高揚

男女共同参画の視点に立った行政を推進するためには、町職員が男女共同参画の意識をしっかりと持つことが重要であることから、町職員の研修機会を充実し、一人ひとりの職員の意識高揚を図ります。

(2) 県・関係機関との連携

社会情勢を把握しつつ、広島県、働き方改革推進・働く女性応援会議ひろしま等、関係機関と連携を図りながら計画を推進します。

(3) 町民との協働の体制づくり

平成25年3月に策定された「安芸太田町協働のまちづくり基本方針」に基づき、地域資源の魅力の発掘や人材育成、住民自治の発展など、安芸太田町がめざす将来像へ向けて、住民それぞれが課題に取り組めるよう行政の効果を高め、丁寧な情報発信等に努めます。

町民が主体的に男女共同参画を推進していけるよう、各種団体や企業等との連携を密にし、計画内容の周知、情報提供の充実やネットワークづくりの支援に努めます。

また、自主的な活動を行っている各種団体等との連携を図ります。

安芸太田町における女性の職業生活における活躍の推進に関し、関係機関、関係団体との連携を図り、事業主に対しても積極的な情報の提供や啓発に努めます。

第二次安芸太田町男女共同参画基本計画の概要

計画の位置づけ = 根拠となる法律

男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条3項
 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第2条の3第3項
 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第6条第2項

関連する法律

男女雇用機会均等法
 ストーカー規制法
 障害者雇用促進法 など

上位計画

第二次安芸太田町長期総合計画【平成27～36年度】
 主題：豊かさあふれつながりひろがる安芸太田町



関連する計画

第4次広島県男女共同参画基本計画【平成28～32年度】
 安芸太田町子ども子育て支援事業計画【平成28～31年度】
 安芸太田町介護保険事業計画及び高齢者福祉計画【平成30～32年度】
 安芸太田町障害者計画・障害福祉計画 障害児福祉計画【平成30～32年度】
 安芸太田町人権教育・啓発推進プラン【平成29～33年度】

第二次安芸太田町男女共同参画基本計画【平成30～36年度】

基本目標：一人ひとりの人権を尊重し、男女が共に個性と能力を発揮できる社会の実現

主管課：住民生活課

3つの柱	施策の視点	施策の方向	施策の内容	関係部署
人材の育成	1 男女共同参画の正しい理解と意識啓発	(1) 男女共同参画に関する情報発信と啓発	・男女共同参画に関する講座等の開催。町のイベント等を利用した啓発活動、広報誌、ホームページへの定期的な掲載。	教育委員会
		(2) 男女を差別する慣習などの解消	・無意識のうちに存在する性差別の解消や社会通念や習慣のなかにある性差別的な意識を改善するための啓発活動。	
	2 教育・学習機会の充実	(1) 人権尊重、男女平等に関する教育の推進	・人権講演会の実施や広報車による啓発活動の強化。	教育委員会 児童育成課
		(2) 多様な選択を可能にする学習機会の充実	・発育段階に応じた教育、キャリア教育、生涯学習、各種講座の推進。男女平等の視点からの保護者会、子ども会活動の推進。	
(3) 女性リーダーの発掘と育成		・女性リーダーを育成する講座、セミナーの充実。		
(4) 生涯学習の充実、スポーツ活動の推進		・各種講座や芸術活動の充実と、スポーツ活動の推進、スポーツ大会の積極的な開催。		
環境をつくる	1 家庭における男女共同参画	(1) 家族みんなで担う家事・育児・介護	・家事・育児などへの男性の参加促進。	健康づくり課 福祉課
		(2) 育児・介護の支援	・介護教室・認知症サポーター要請講座の開催。	
	2 地域における男女共同参画	(1) 地域による子育て支援	・知識や技術を持つ人材の発掘や養成。活動に対する経済的な支援。	教育委員会 児童育成課 地域づくり課
		(2) ボランティア活動やNPO活動の支援	・子育てサークル等に対する積極的な支援要請。放課後における子どもの居場所づくり。	
		(3) 地域づくりへの女性参画促進	・女性リーダーの発掘、人材育成。活動事例の情報の収集と広報。	
	3 就労や職場における男女共同参画	(1) 仕事と家庭の両立を可能にする環境づくり	・ワークライフバランスの普及と啓発。男女の雇用形態の見直しなどの意識改革、事業主に対する啓発活動。	産業振興課 総務課
		(2) 雇用・就業の機会均等の支援	・ハローワークとの連携を強化し就業情報・技能講習会等の情報収集と提供。再就職を支援する啓発活動。	
		(3) 職場における女性活躍推進の支援	・男女雇用機会均等法等の周知啓発、働く女性応援、事業主行動計画に準じた施策に係る支援。	
		(4) 働きやすい職場環境づくりの支援	・男女が共に差別されることなく、母性保護の視点に立った働きやすい職場づくりのための啓発活動。	
安全・安心をつくる	1 安心して暮らせる環境づくり	(1) 安全・安心な環境づくり	・防犯、防災意識の普及。快適で安全な生活環境の整備確保。	総務課 福祉課
		(2) 的確な事象の把握と相談体制の確立	・犯罪被害や犯罪被害の危機などの相談に迅速かつ適切な対応ができる体制を確立。	
	2 人権侵害・暴力の根絶	(1) 配偶者からの暴力(DV)等の根絶	・DV防止に関する広報・啓発。相談窓口の設置。研修会・講習会等への参加による職員の資質の向上。	児童育成課 教育委員会 福祉課
		(2) 子ども・若年層に対する暴力の根絶	・セクシャルハラスメント発生防止に関する広報啓発活動、研修会等の開催。	
		(3) 高齢者・障がいのある方に対する虐待の根絶	・虐待防止ネットワーク会議の開催。関係機関との強化。若年層や児童・生徒の性的な被害の根絶、暴力の根絶。	
		(4) インターネットによる人権侵害の根絶	・インターネットによる人権侵害の根絶、プライバシー保護の徹底。	
	3 福祉制度の充実による男女共同参画	(1) 高齢者の生きがいづくりと自立支援	・高齢者の生きがいづくり。介護予防の充実。ノーマライゼーションの理念に基づく生活環境の整備。	福祉課 健康づくり課
		(2) 障がいのある方の生きがいづくりと自立支援	・障がいのある方の社会参加促進。相談体制の充実強化。事業主に対する障がい者雇用の促進啓発。	
		(3) 要介護家庭への支援	・地域社会での孤立化を防止する要介護者やその家族に対する支援。	
		(4) 生涯を通じた心と体の健康づくりの支援	・各種健診事業の拡充と受診の啓発。丁寧な健康指導。生活習慣病予防、体力維持や健康増進の教室等の開催。	

第二次安芸太田町男女共同参画基本計画

資 料 編

男女共同参画に関するアンケート調査結果

1 調査の概要

- ・調査対象 20歳代以上の男女1,000人 無作為抽出
- ・実施時期 平成30年1月10日～31日
- ・調査方法 郵送による配布・返信用封筒にて回収

2 調査結果の概要

(1) 回答者自身について(数字は回答のあった者が占める割合)

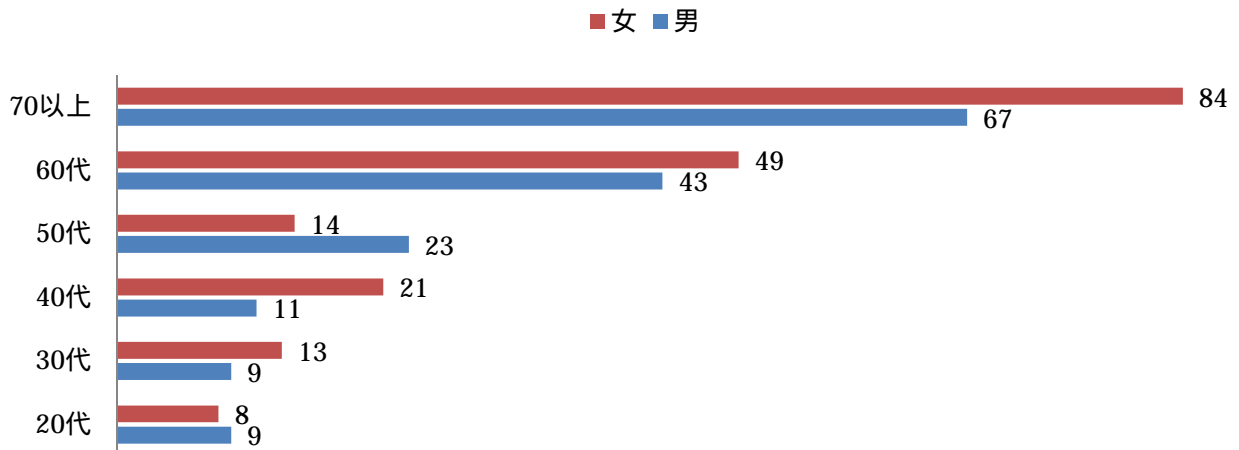
- ・351人【男性162人(46.2%)、女性189人(53.8%)】
- ・回収割合 36.5%(未記入の14件を含む)

年齢 \ 性別	男性	女性	計
20歳代	9	8	17
30歳代	9	13	22
40歳代	11	21	32
50歳代	23	14	37
60歳代	43	49	92
70歳以上	67	84	150
計	162	189	351

- ・職業は、「自営業主」農林業 14人
商工・サービス業 11人
その他 8人
- 家族従事者・農林業 2人
商工・サービス業 12人
その他 4人
- 「被雇用者」正規 79人
非正規 60人
- 家事専業 46人
学生 7人
無職 108人
- ・配偶者(有257人 無94人)
配偶者有のうち、共に就労 106人
夫のみ就労 40人
妻のみ就労 22人
共に就労無 86人
回答無 3人
- ・家族構成 ひとり暮らし 43人
夫婦ふたり暮らし 140人
二世帯同居 114人
三世帯同居 44人
その他 9人
回答無 1人

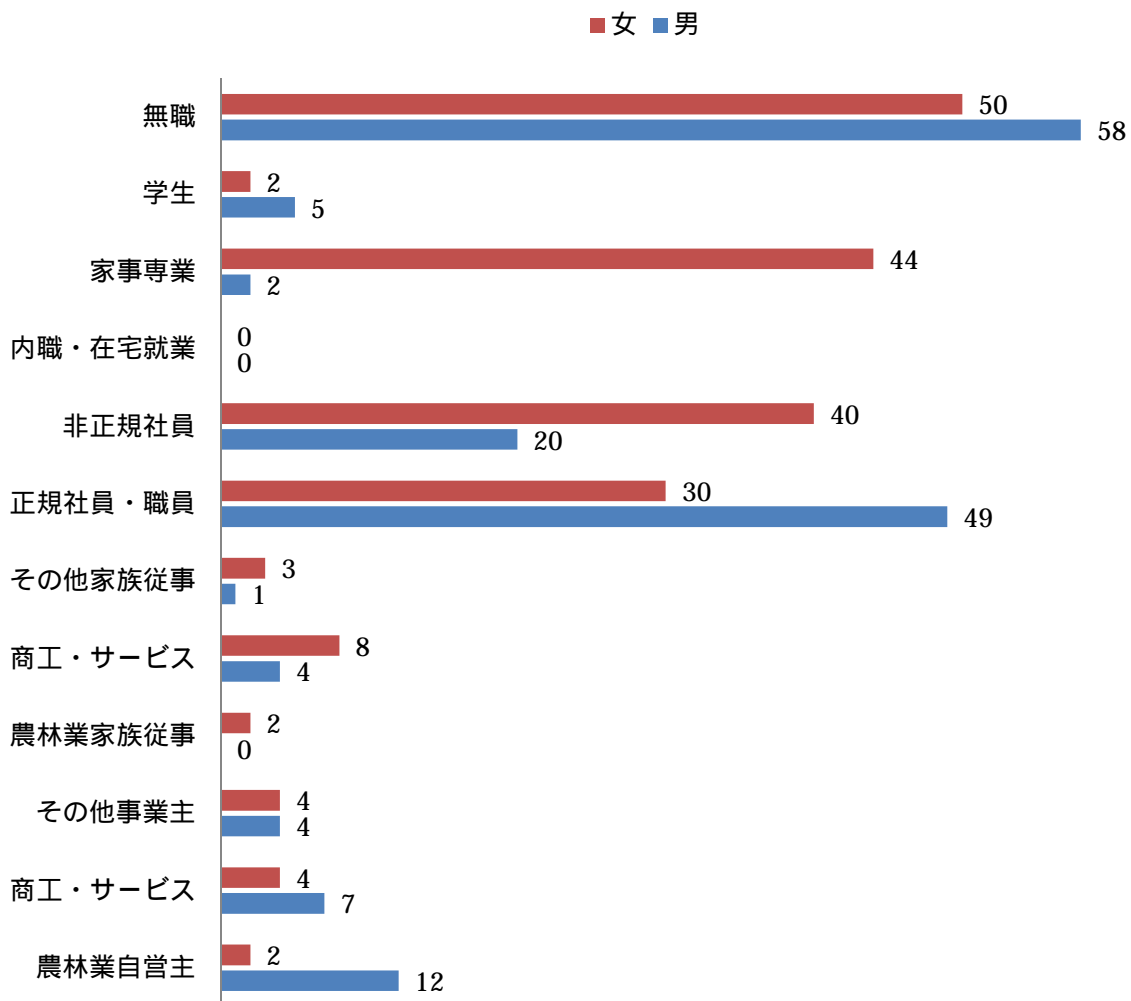
アンケート調査集計

年齢別回答者数

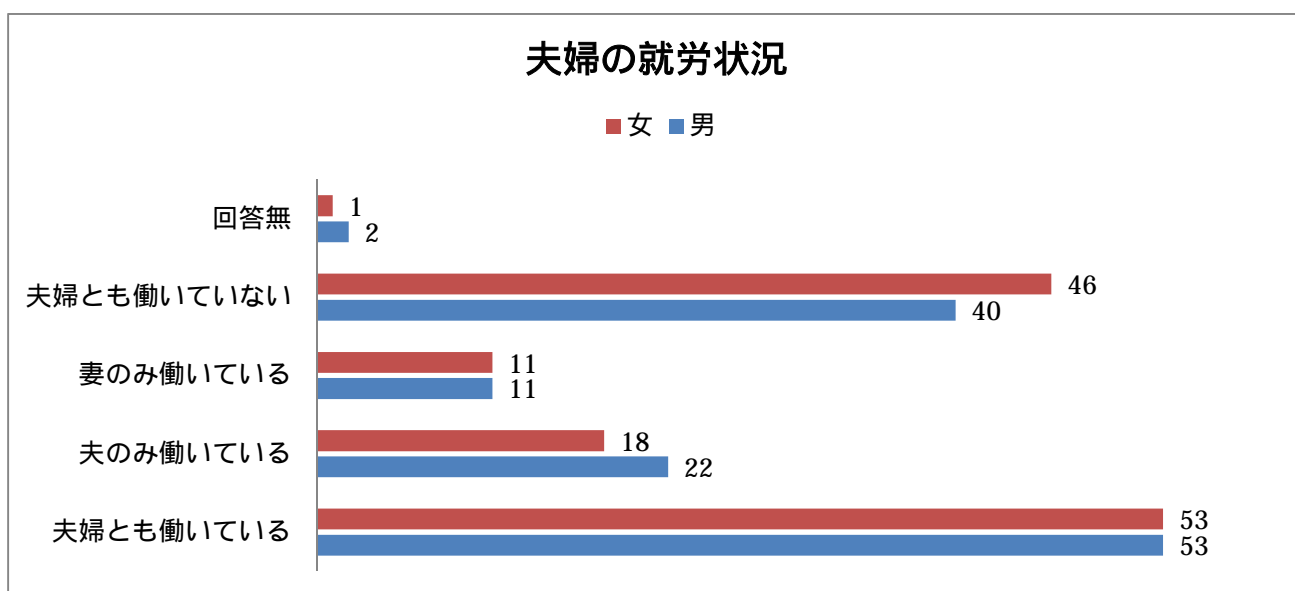
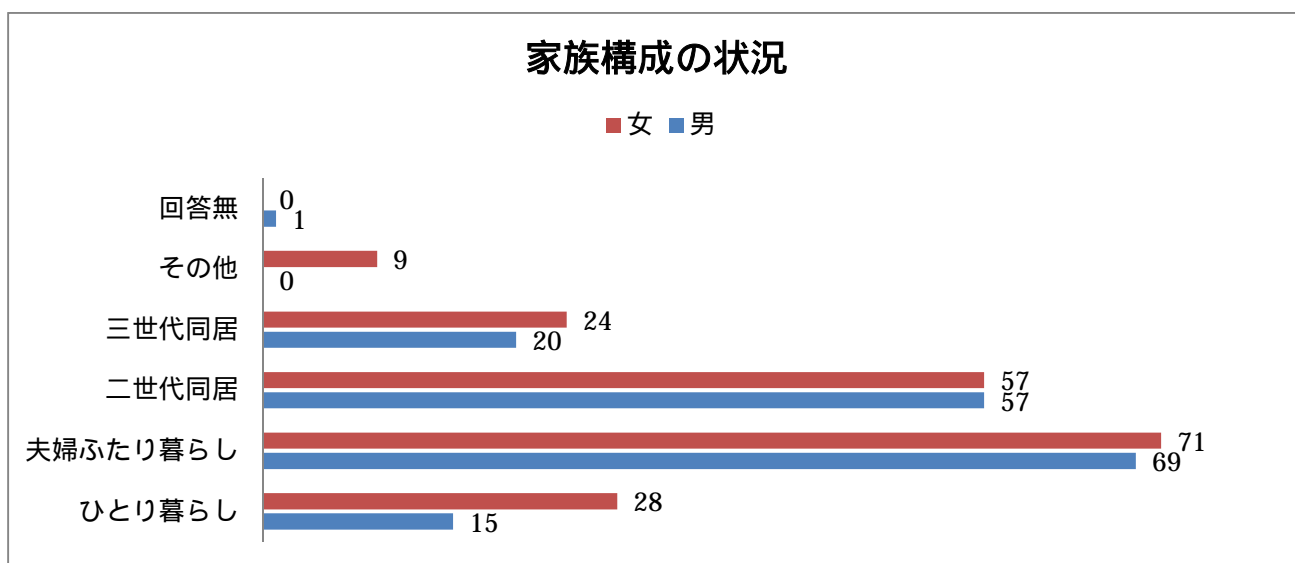
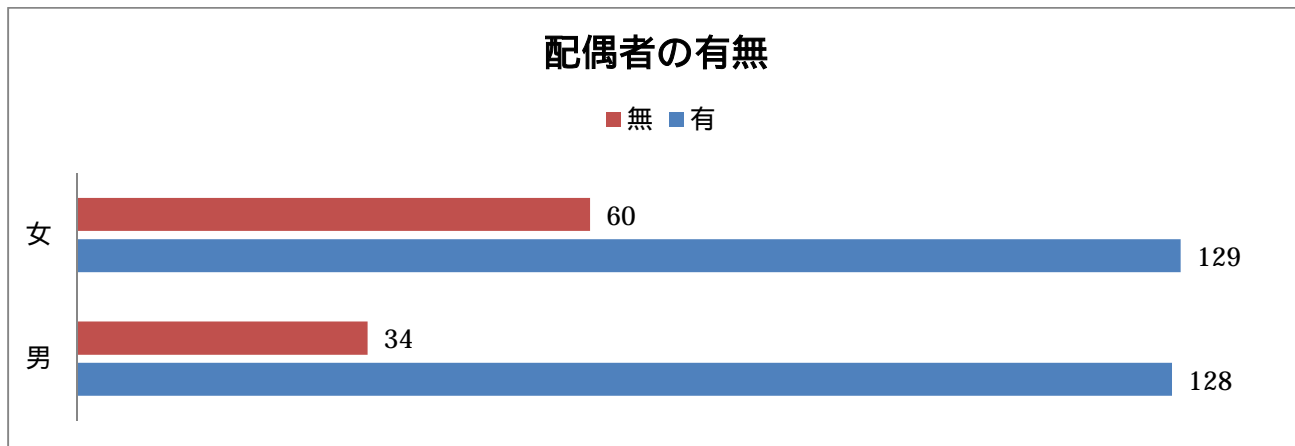


単数回答 サンプル数：女性 189 男性 162

男女別職業



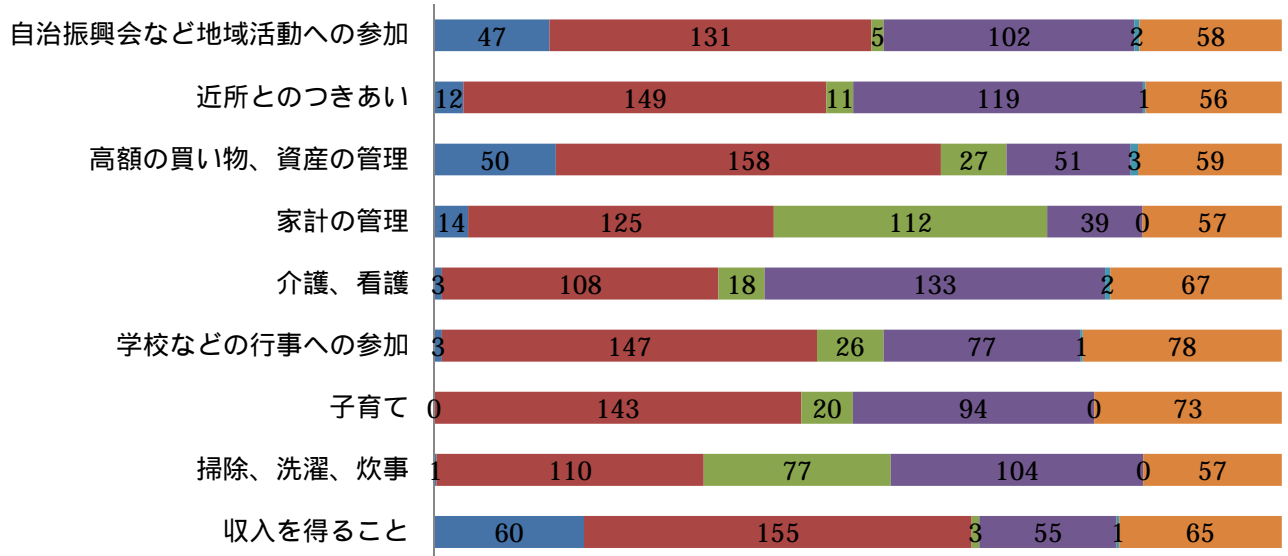
単数回答 サンプル数：女性 189 男性 162



単数回答 サンプル数：女性 189 男性 162

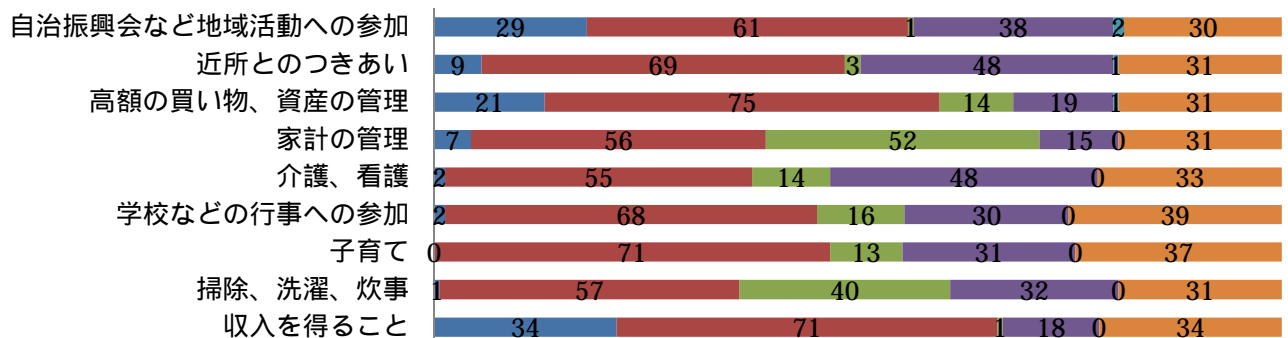
問1 家庭や地域における活動は、家庭で誰が担当するのが望ましいと思いますか

■主に夫 ■夫婦が協力して ■主に妻 ■家族が協力して ■その他の人 ■無回答



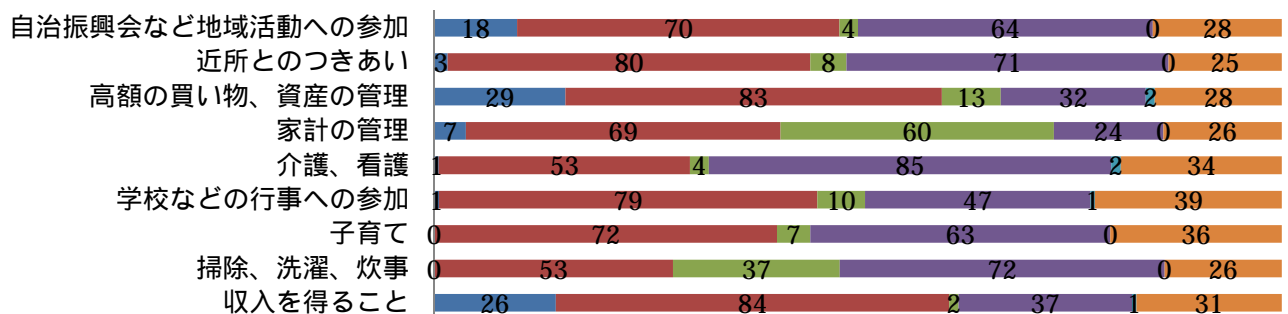
問1 男性の回答

■主に夫 ■夫婦が協力して ■主に妻 ■家族が協力して ■その他の人 ■無回答



問1 女性の回答

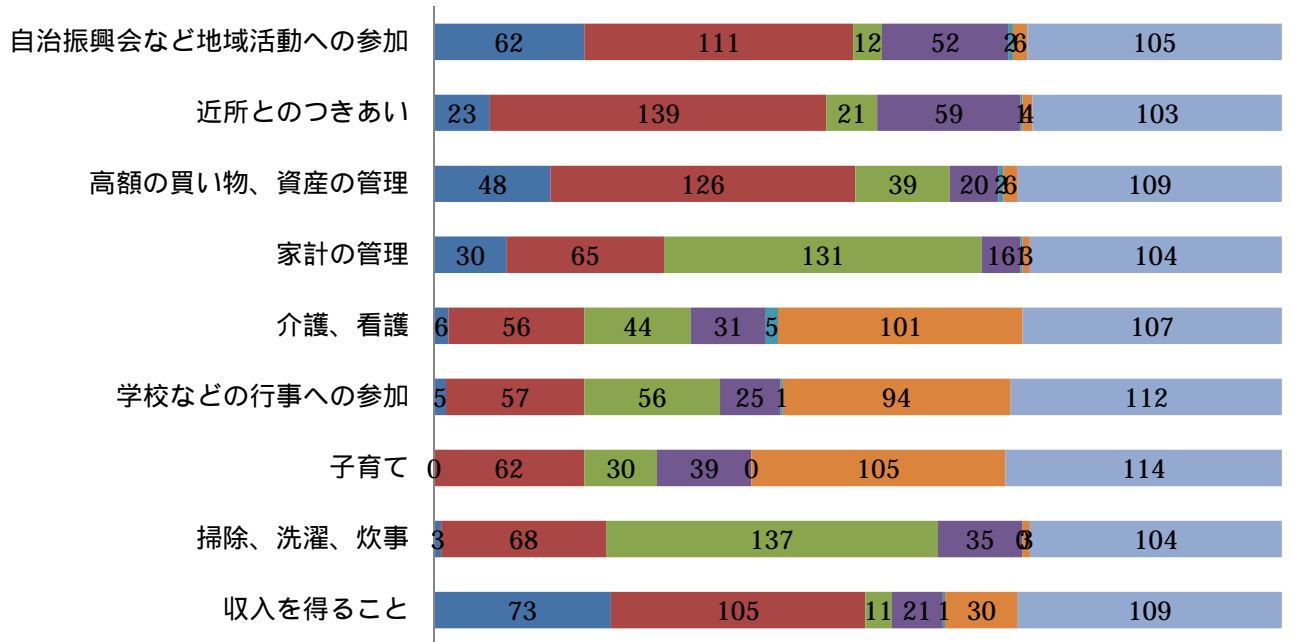
■主に夫 ■夫婦が協力して ■主に妻 ■家族が協力して ■その他の人 ■無回答



単数回答 サンプル数：女性 189 男性 162（「該当しない」を除く）

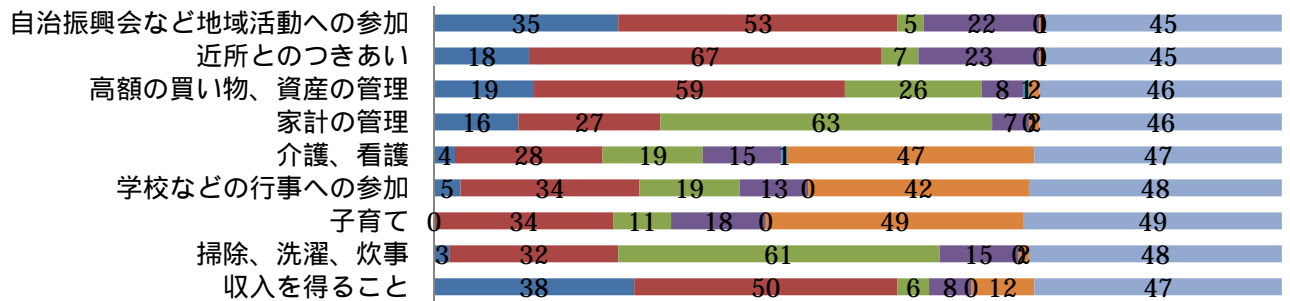
問1 1 家庭や地域における活動は家庭で誰が担当していますか

■主に夫 ■夫婦が協力して ■主に妻 ■家族が協力して ■その他の人 ■該当しない ■無回答



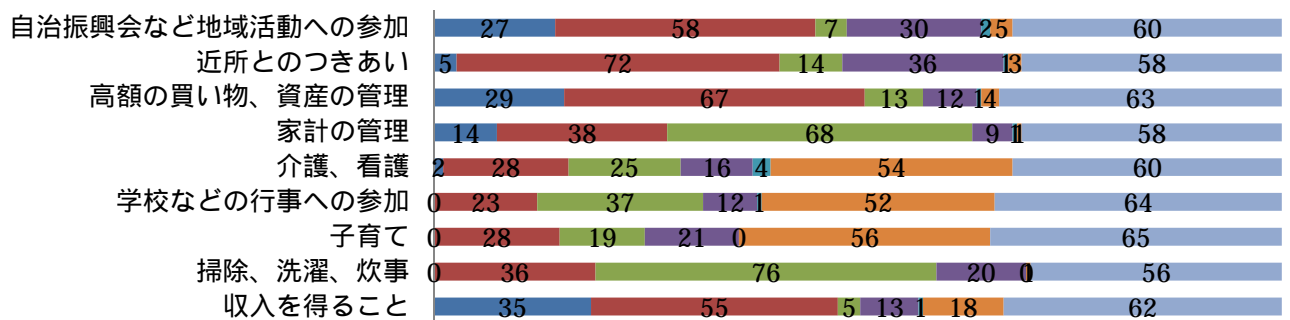
問1-1 男性の回答

■主に夫 ■夫婦が協力して ■主に妻 ■家族が協力して ■その他の人 ■該当しない ■無回答



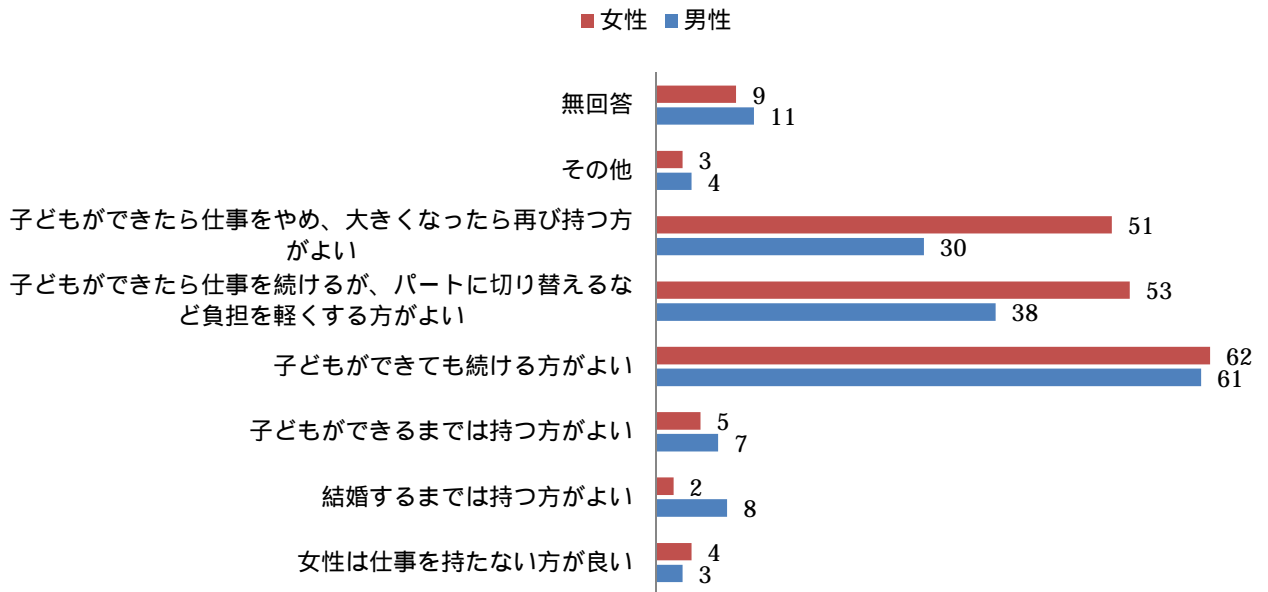
問1-1 女性の回答

■主に夫 ■夫婦が協力して ■主に妻 ■家族が協力して ■その他の人 ■該当しない ■無回答



単数回答 サンプル数：女性 189 男性 162

問2 一般的に女性が仕事をもつことについてどう思いますか



その他(自由記述)

単数回答 サンプル数:女性 189 男性 162

本人の自由

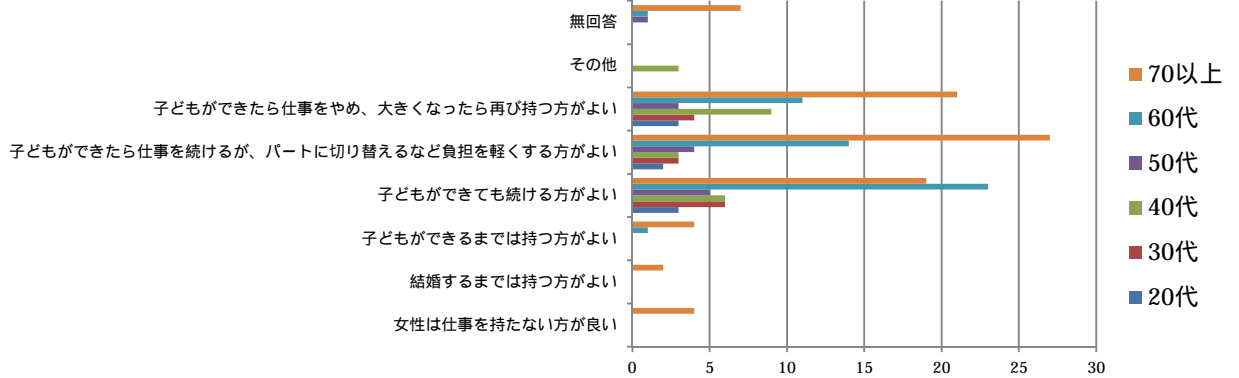
当人の考え方が、尊重されるべき

その時の状況による

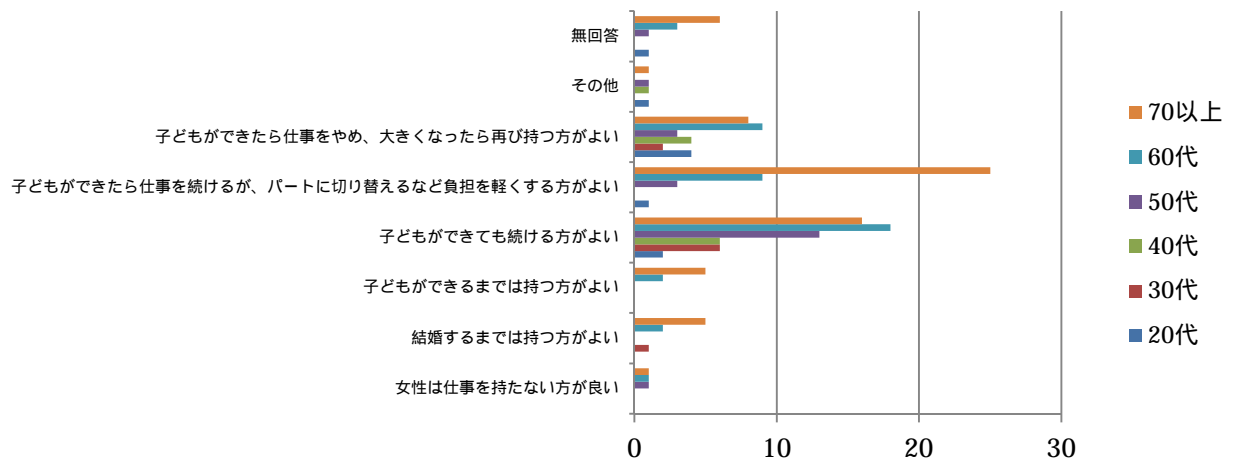
一人の人間として社会の役に立つ仕事を持つべき

働きたい人が働けばよい

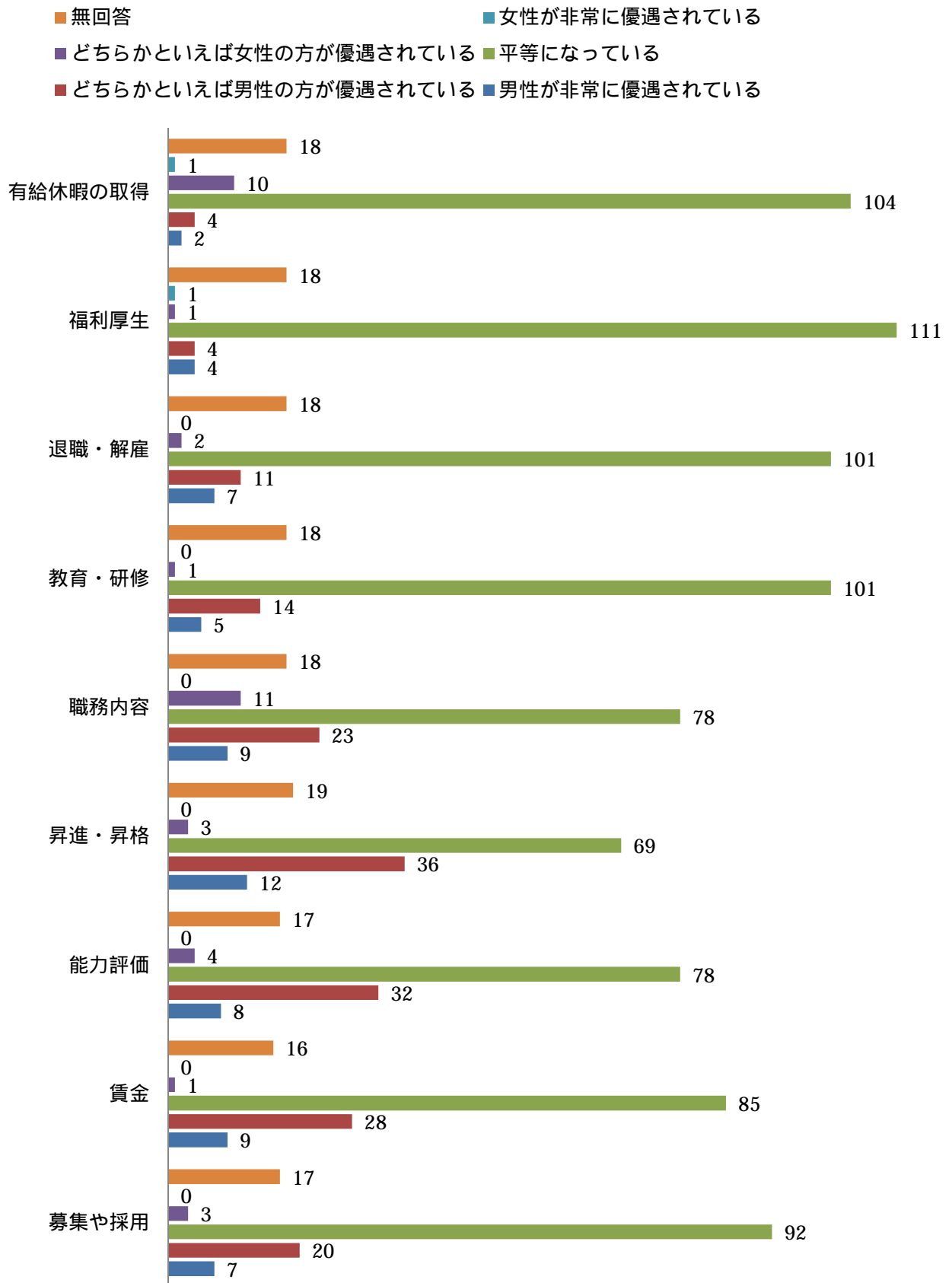
女性の回答



男性の回答

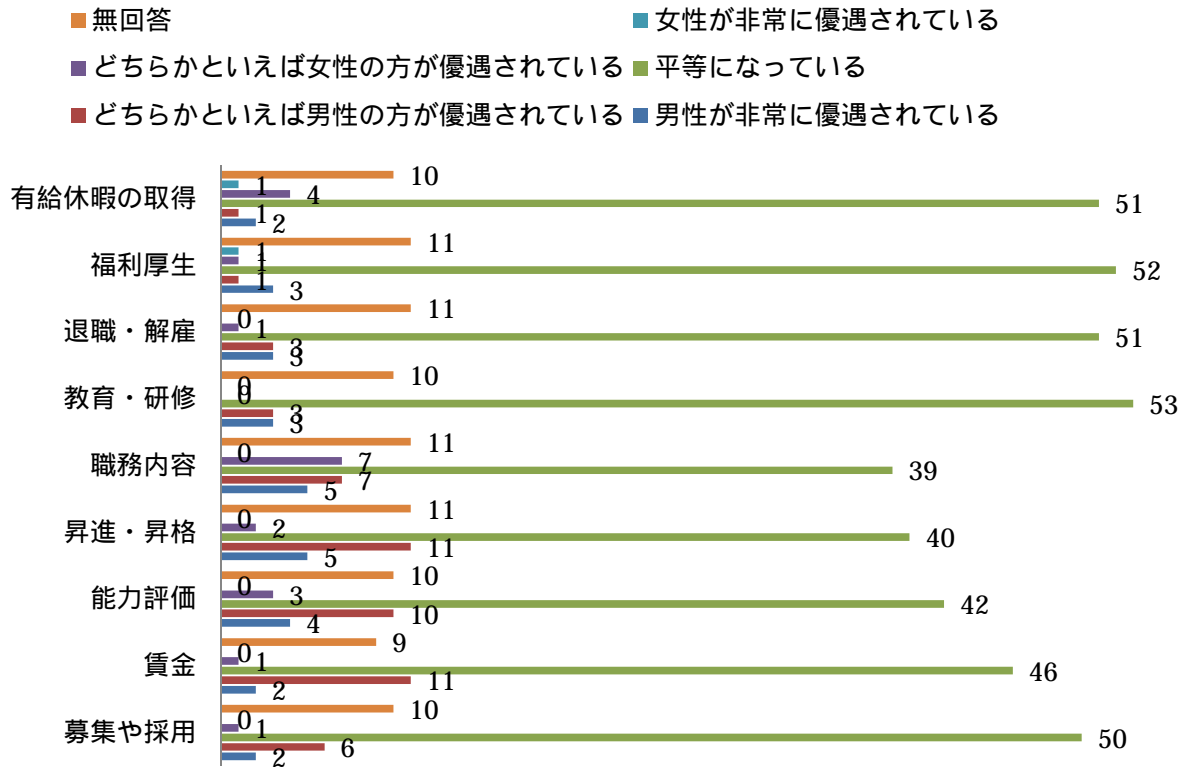


問3 あなたの職場では男女の扱いについて、平等になっていると思いますか



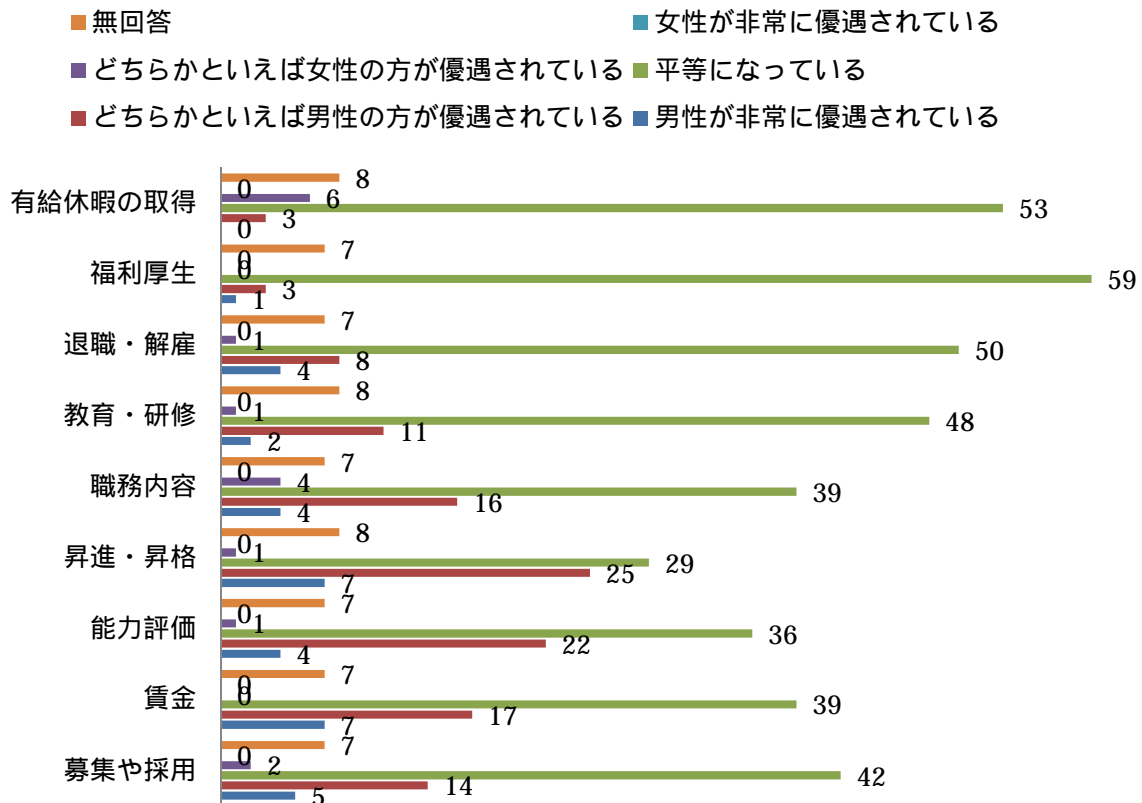
単数回答 サンプル数：女性 70 男性 69

問3 男性の回答



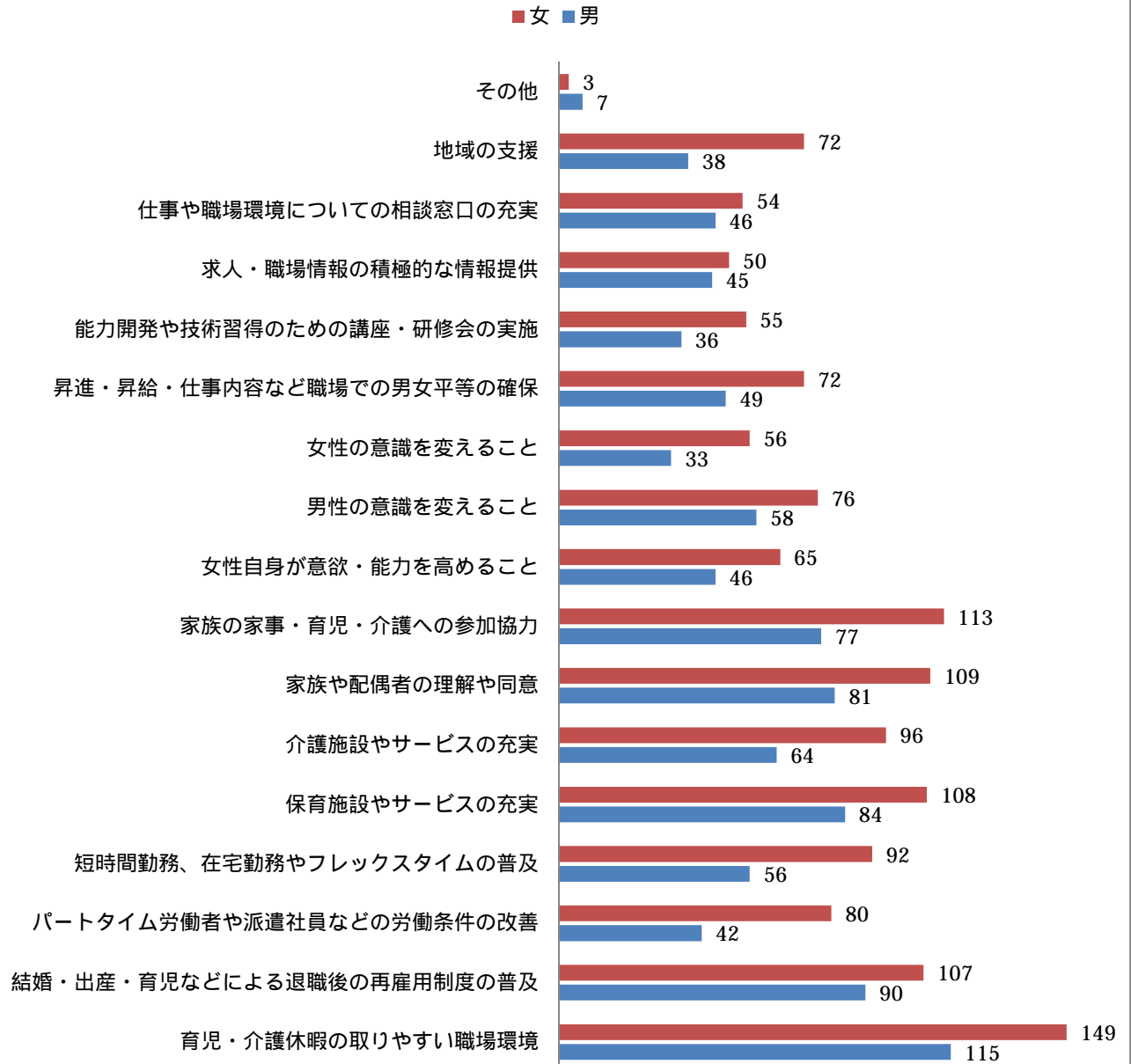
単数回答 サンプル数：男性 69

問3 女性の回答



単数回答 サンプル数：女性 70

問4 女性が働き続けたり再就職したりするためには、どのようなことが必要だと思いますか

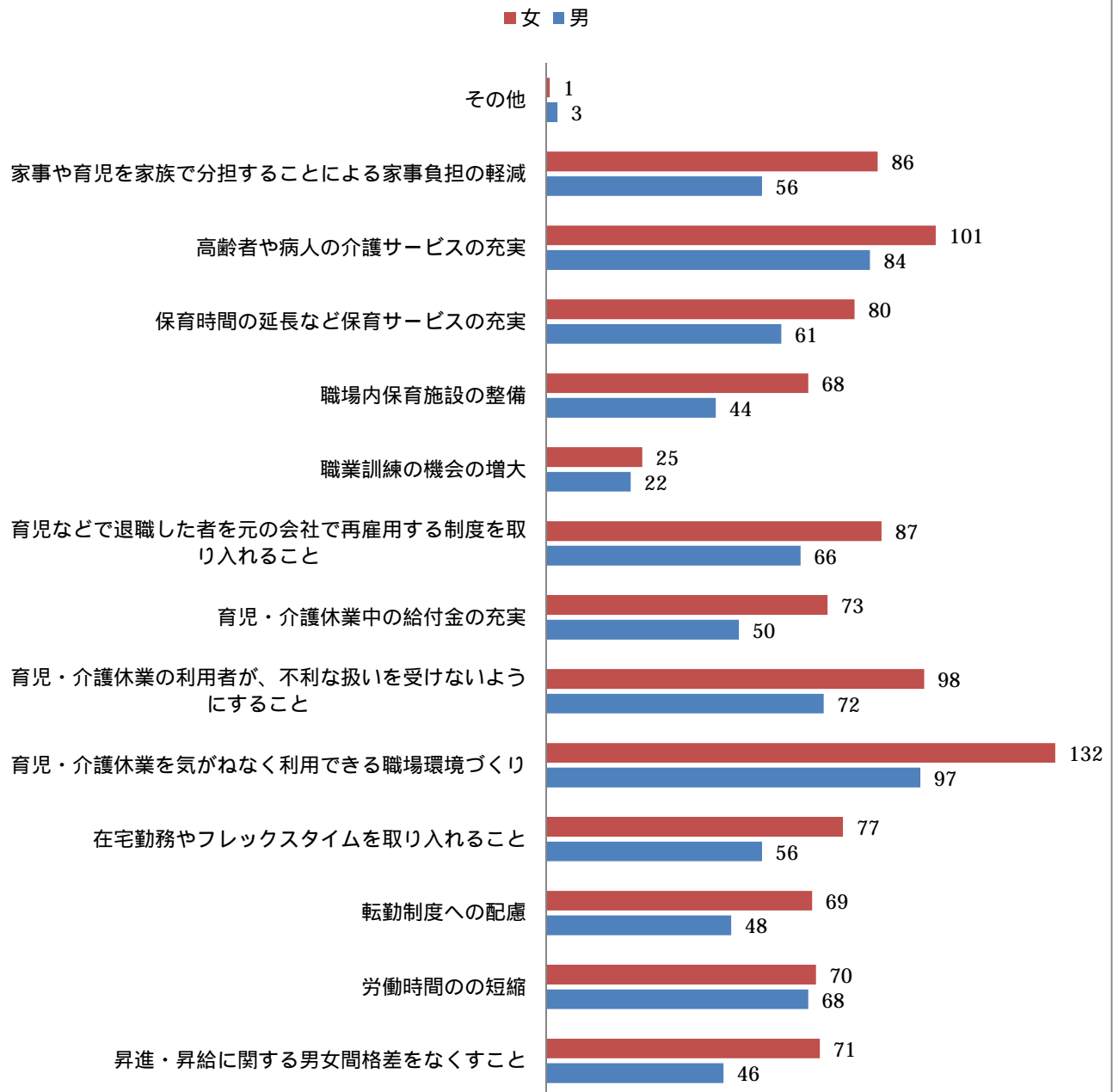


その他（自由記述）

- 会社・工場などの積極的誘致
- 男性が積極的に育児休暇を取る
- 男の収入で生活すること
- 生活できる社会保障制度の充実
- 本人のやる気

複数回答 サンプル数：女性 189 男性 162

問5 男女がともに仕事と家庭の両立をし続けるためには、特にどのようなことが必要だと思いますか

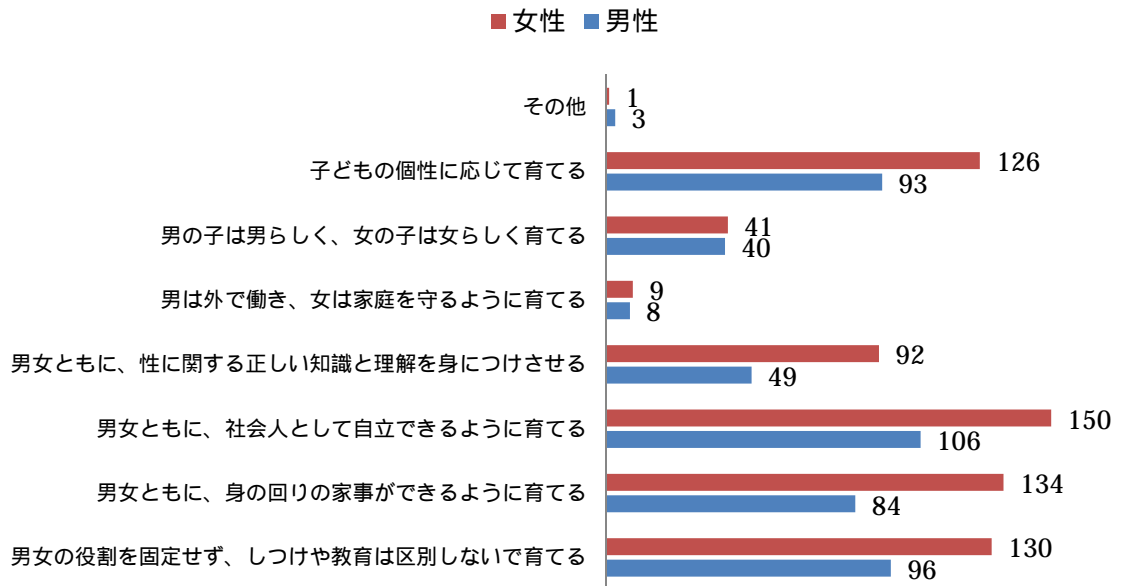


その他（自由記述）

- 保育料無償化
- 学校の授業で教育する
- 男の収入で生活すること
- 本人のやる気

複数回答 サンプル数：女性 189 男性 162

問6 子育てについて、どのように考えますか

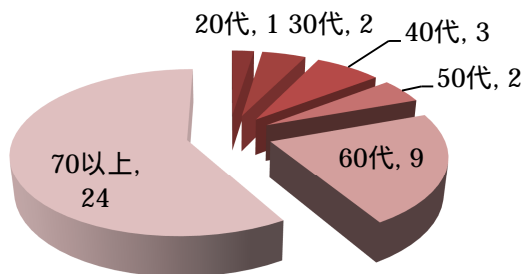


複数回答 サンプル数：女性 189 男性 162

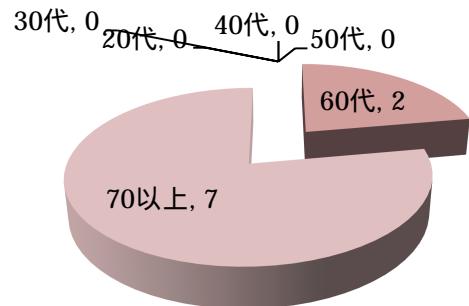
その他（自由記述）

様々な面で柔軟に広くできるように。心を育てることが大切。
社会そのものが子育てしやすい体制になっていない

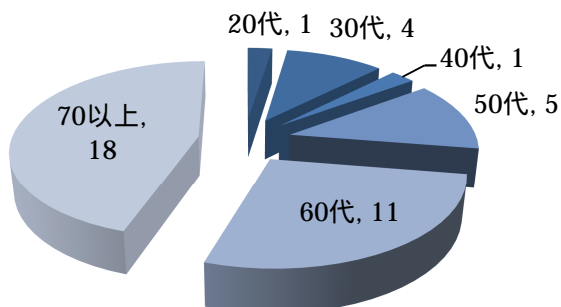
男の子は男らしく、女の子は女らしく育てる（女性の回答）



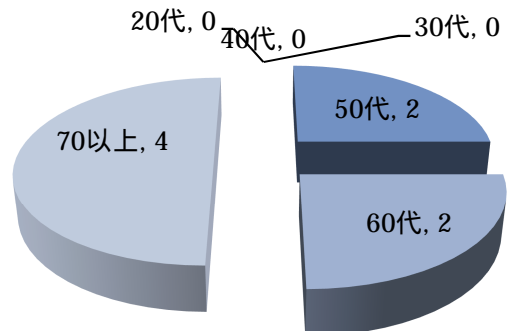
男は外で働き、女は家庭を守るように育てる（女性の回答）



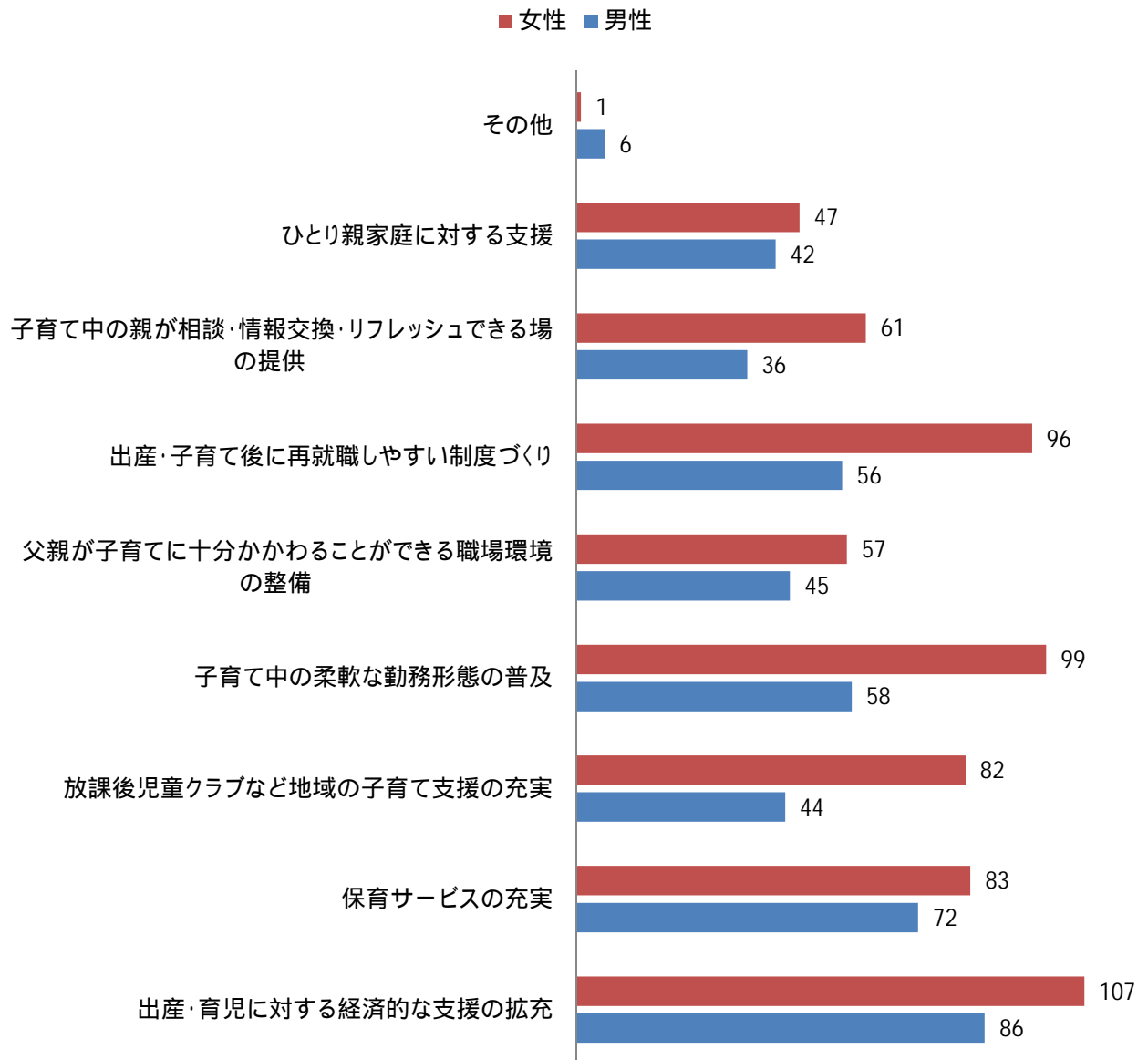
男の子は男らしく、女の子は女らしく育てる（男性の回答）



男は外で働き、女は家庭を守るように育てる（男性の回答）



問7 安心して子どもを産み育てるためにはどんなことが必要だと思いますか



その他（自由記述）

病院の充実

ファミリーサポート

男の収入で生活すること

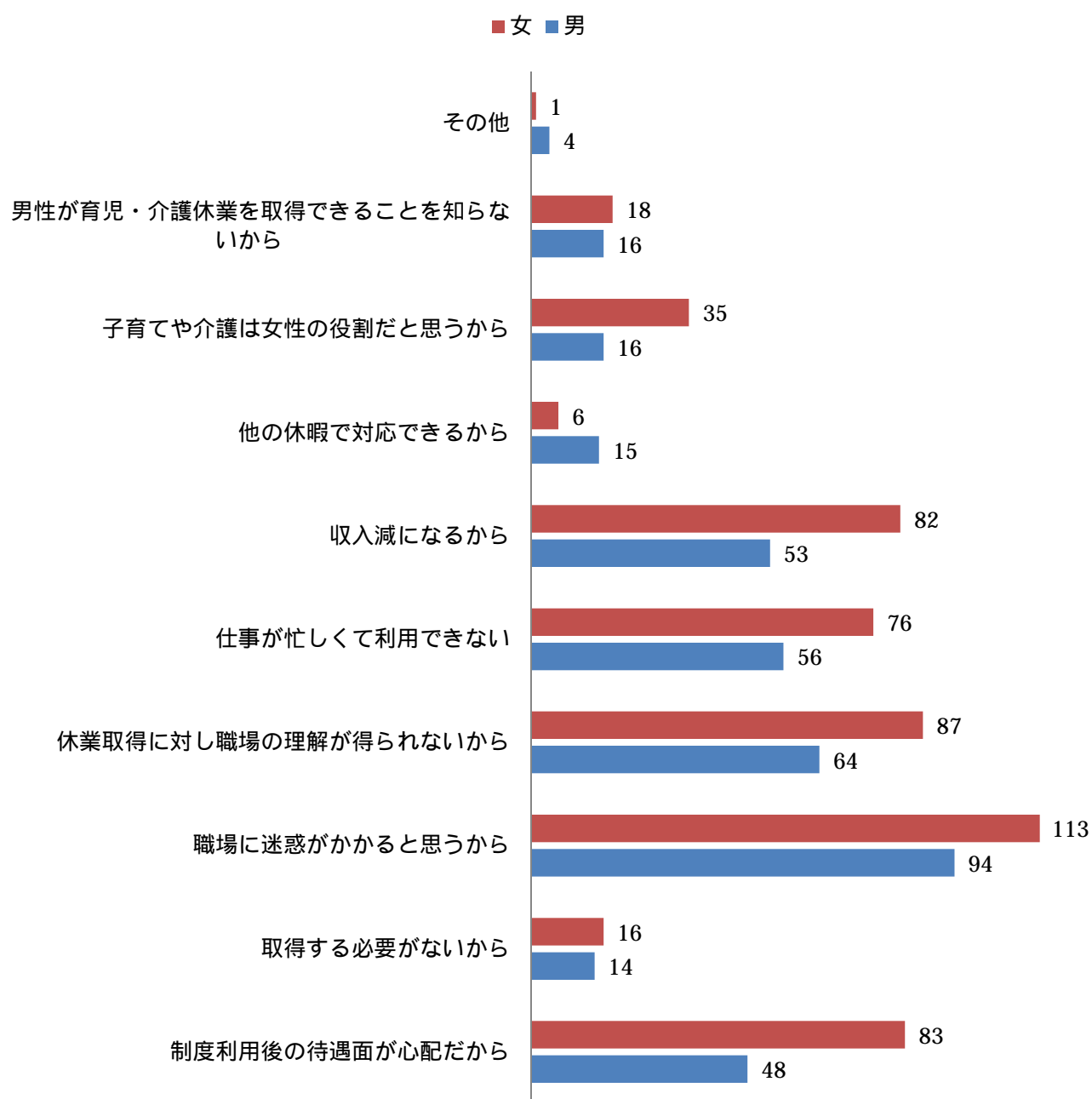
資本主義社会では無理

将来の不安をなくす社会保障制度（ベーシックインカム制度等）の創設

小児科医が身近にいること

複数回答 サンプル数：女性 189 男性 162

問8 育児・介護休業制度の男性の利用者が少ない理由は 何だと思えますか

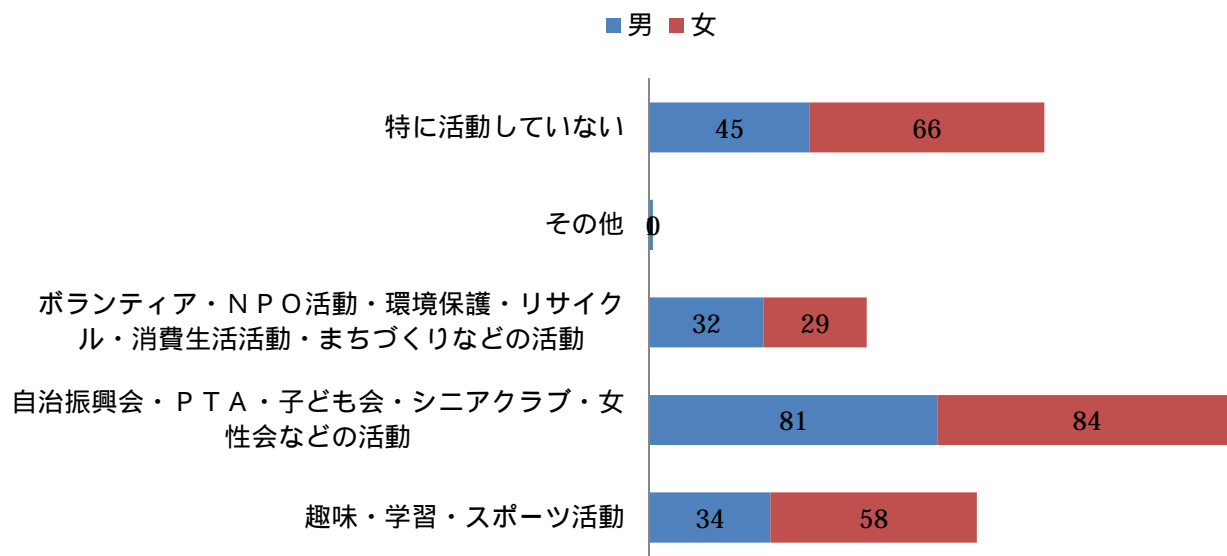


その他（自由記述）

- 地域社会の風土として
- 男性は適していないから
- 過去に事例がないから
- 取得者に対する他者の意識

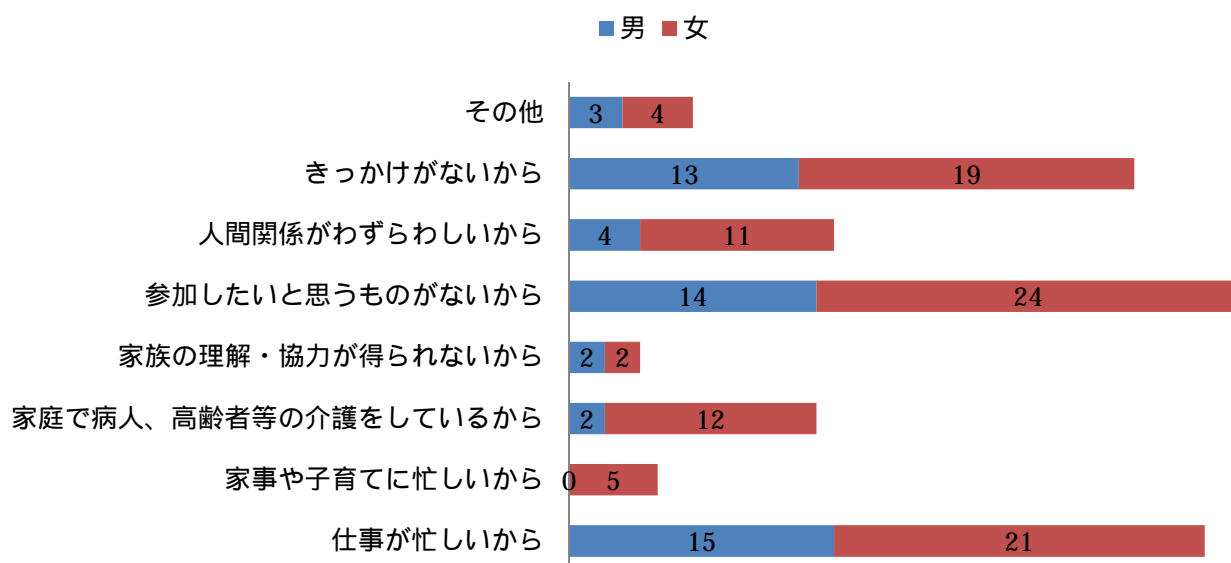
複数回答 サンプル数：女性 189 男性 162

問9 どのような地域活動に参加していますか



複数回答 サンプル数:女性 189 男性 161

問9-1 地域活動の参加していない理由は何ですか



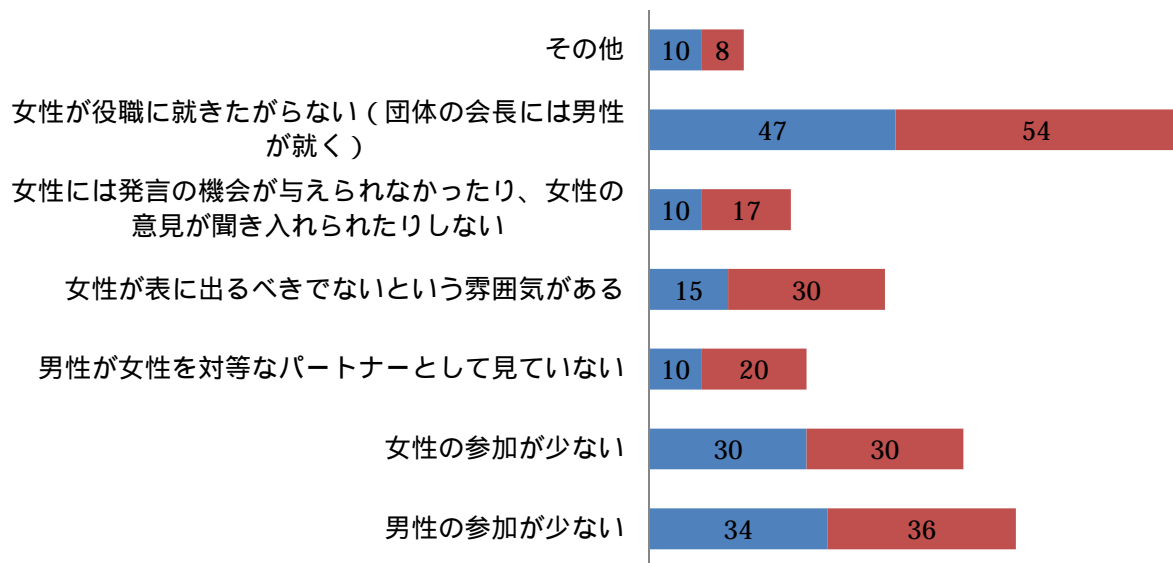
参加していないその他の理由（自由記述）

- 高齢だから
- 体調不良のため
- 家事雑用が多いから
- 年寄の都合で物事が決まるから

複数回答 サンプル数:女性 66 男性 44

問10 地域活動等の現状についてどのように思いますか

■男 ■女

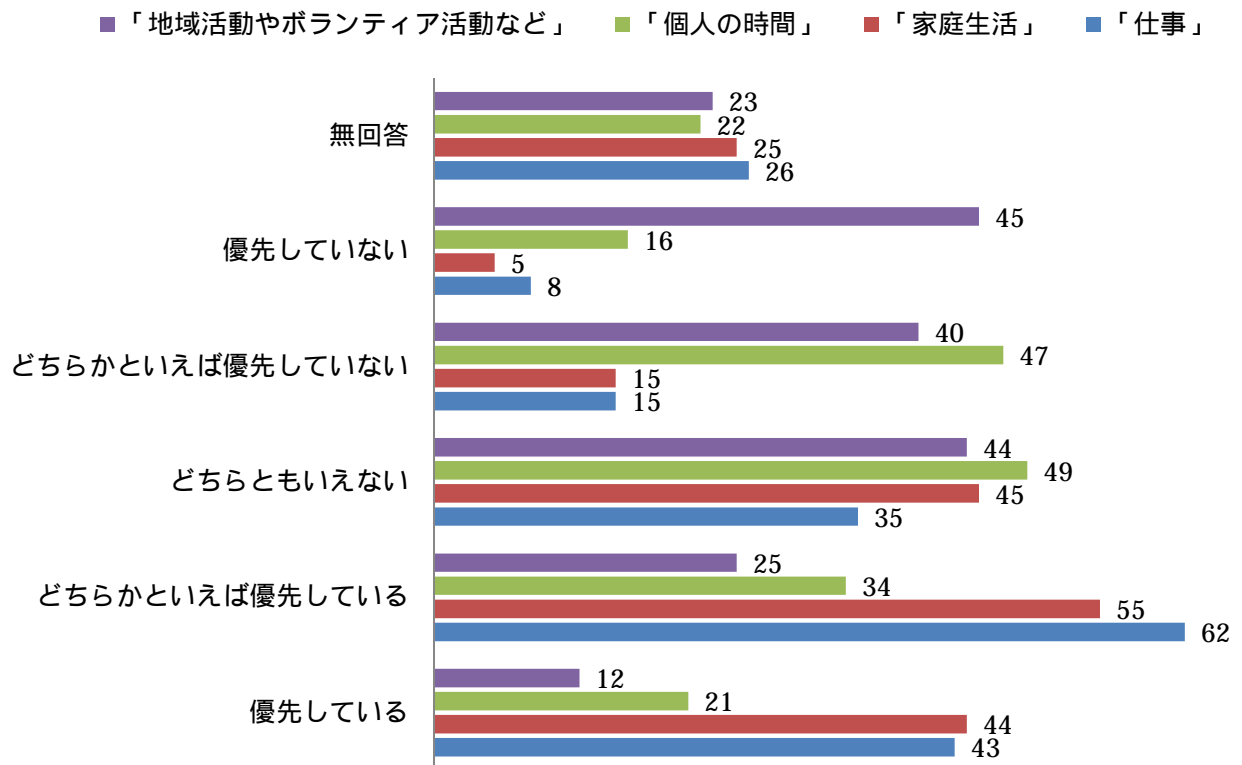


その他(自由記述)

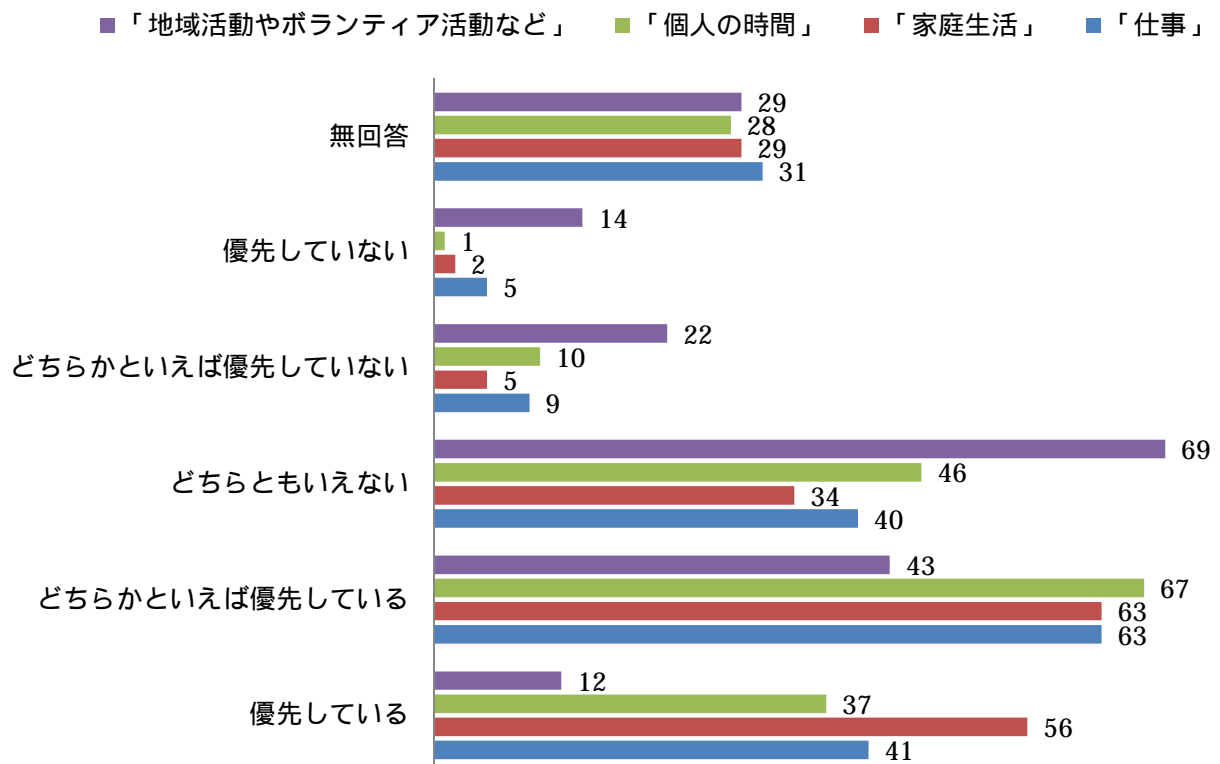
- 男女共人口が少なく存続がむずかしい
- 高齢のため活動が難しくなっている
- 若い人がいない
- 男女ともにコミュニケーションをとることに意欲的でない
- 高齢化で出られない家庭が多くなっている
- 一定の参加者に限られる
- 活動が活性化していない
- 年上の方の意見しか尊重されない
- どこに行っても同じメンバー
- 老人が大半
- 男女関係なく出る人が決まっている
- 地域高齢者の負担が大きい
- 高齢化が進み参加できなくなっている
- 年寄の都合で物事が決まるので困る
- 参加者の固定化
- 人数が少なく地域活動が不能。一部の人の負担増
- よく参加している
- 現状で良いと思う

複数回答 サンプル数：女性 189 男性 162

問11 生活における優先度について、現実に近いもの (女性の回答)

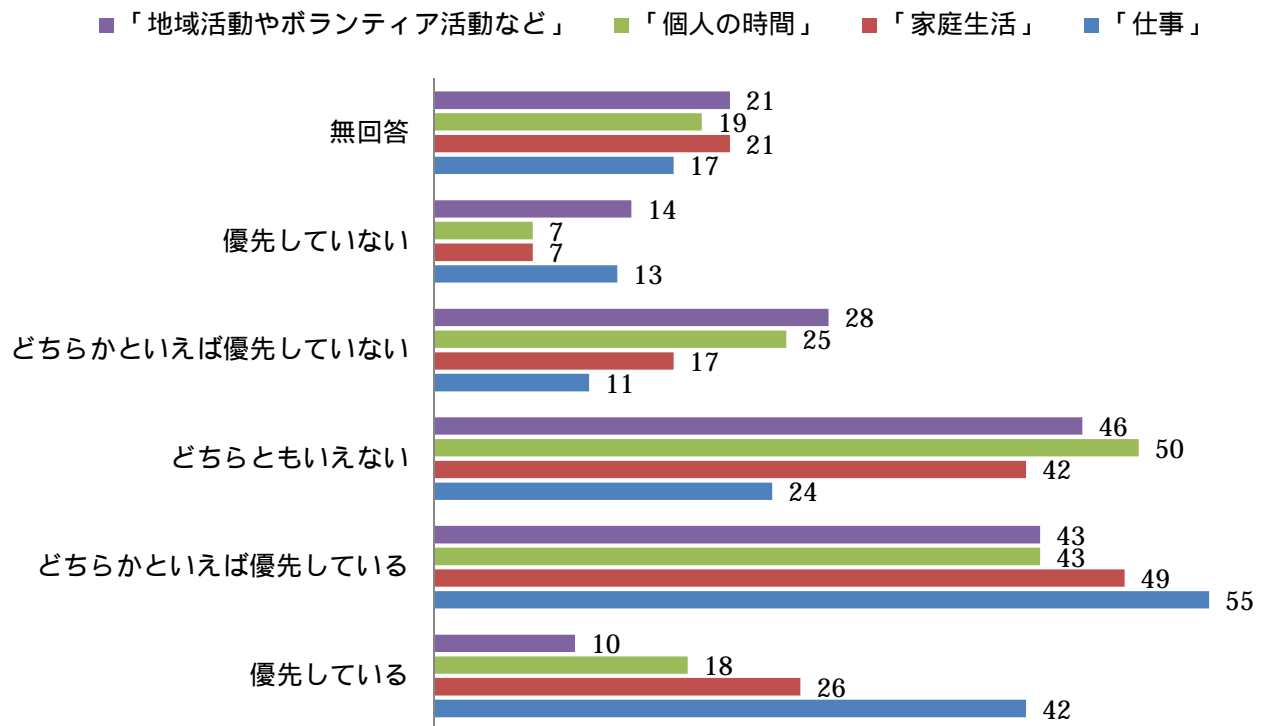


問11 生活における優先度について、理想に近いもの (女性の回答)

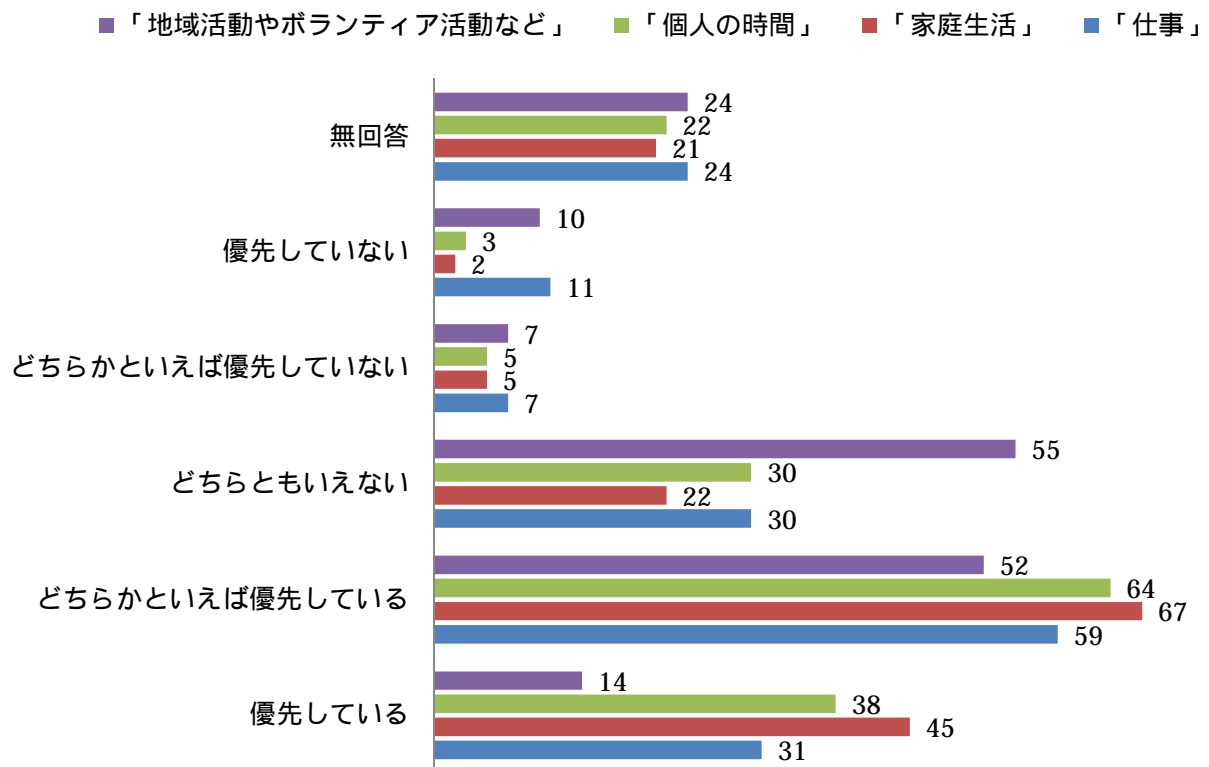


単数回答 サンプル数：女性 189

問11 生活における優先度について、現実に近いもの (男性の回答)

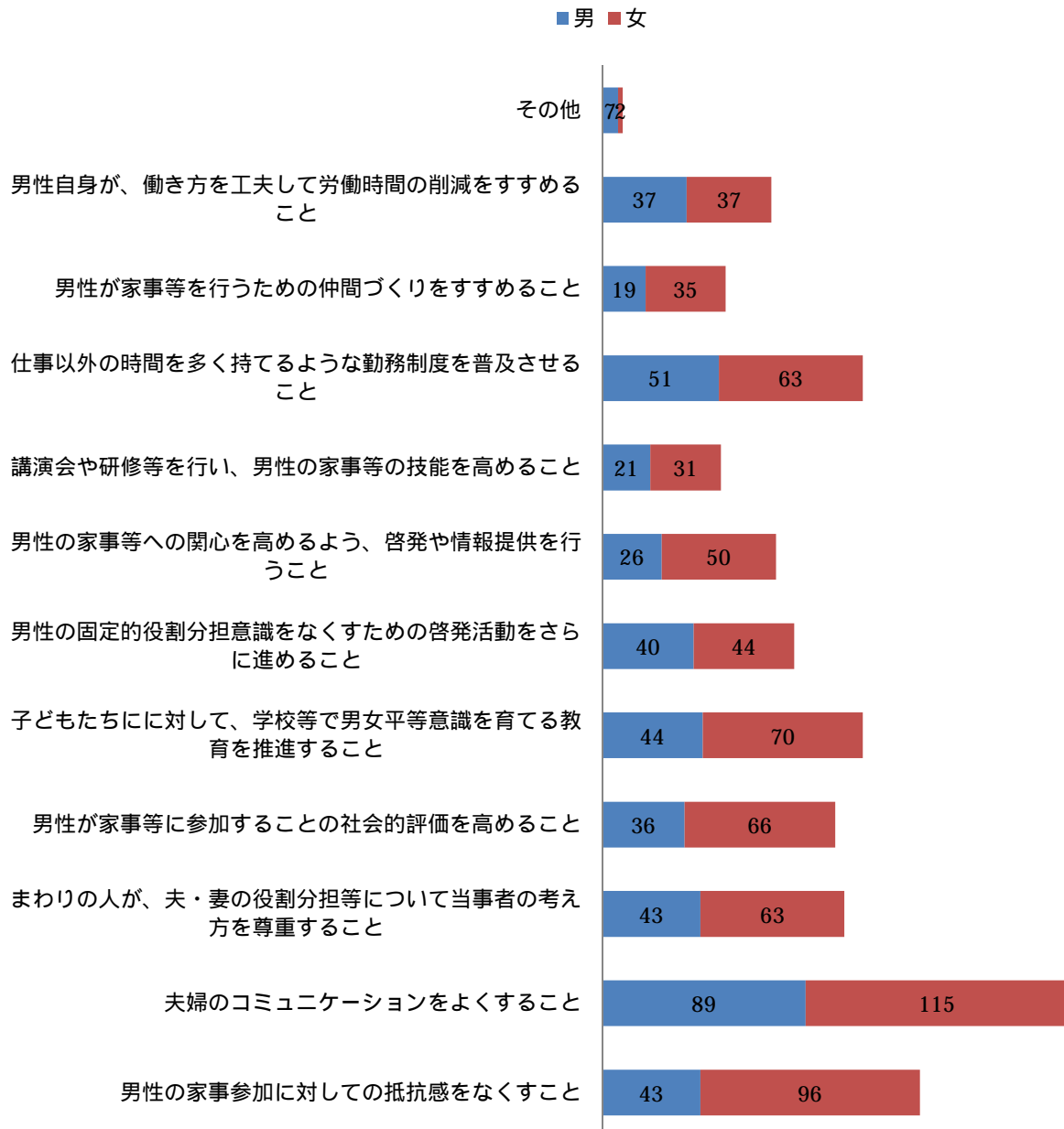


問11 生活における優先度について、理想に近いもの (男性の回答)



単数回答 サンプル数：男性 162

問12 男女が共に家事、育児、介護、地域活動やボランティア活動などに積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思いますか



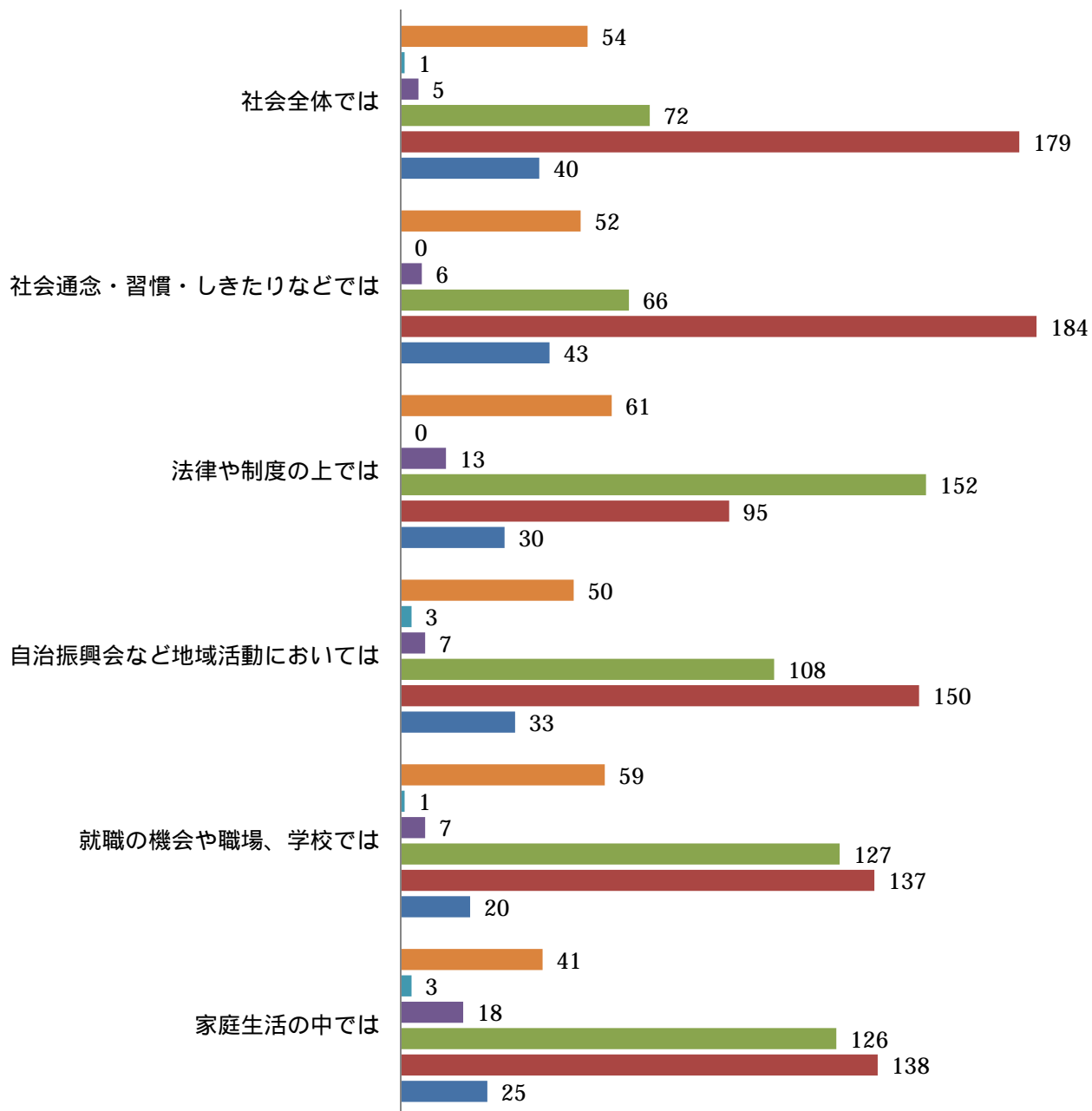
その他（自由記述）

- できていないので分からない
- 家族のサポート
- 高齢者に対して男女平等意識を教育を推進
- 役場が率先して男性が育休を取る
- 男の収入で生活すること
- 社会の変革
- 安心できる生活保障
- 本人のやる気

複数回答 サンプル数：女性 189 男性 162

問13 家庭生活や社会において、男女の地位をどのように感じていますか

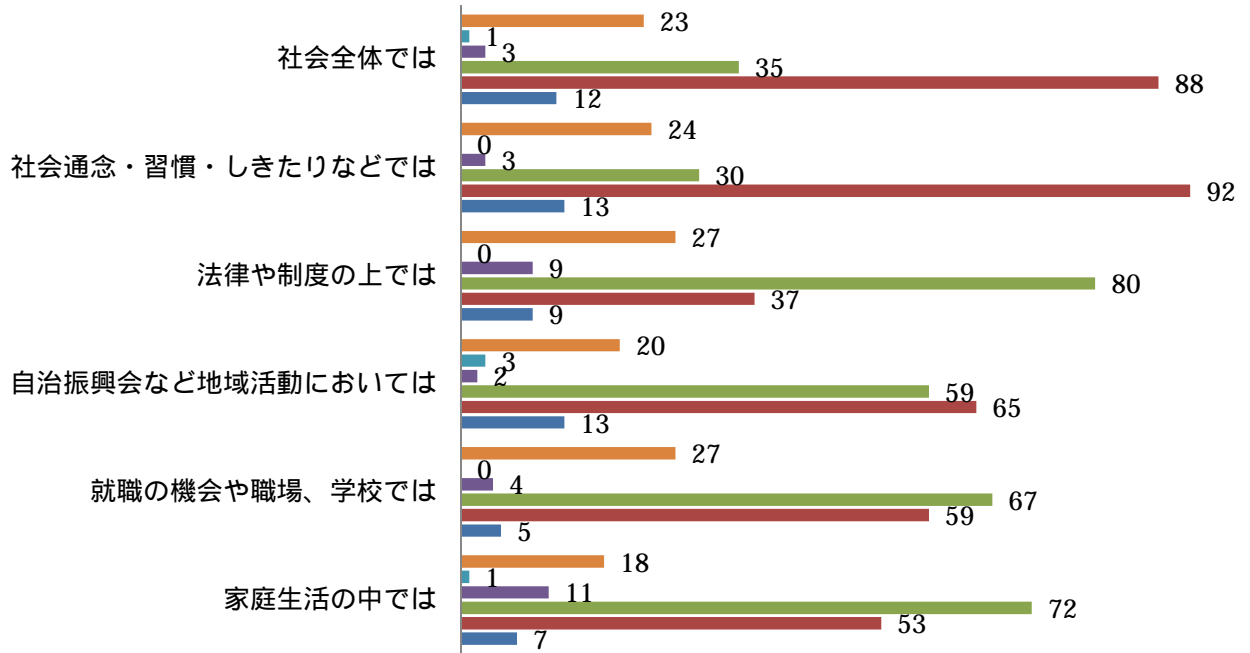
- 無回答
- 女性が非常に優遇されている
- どちらかといえば女性の方が優遇されている
- 平等になっている
- どちらかといえば男性の方が優遇されている
- 男性が非常に優遇されている



単数回答 サンプル数：女性 189 男性 162

問13 男性の回答

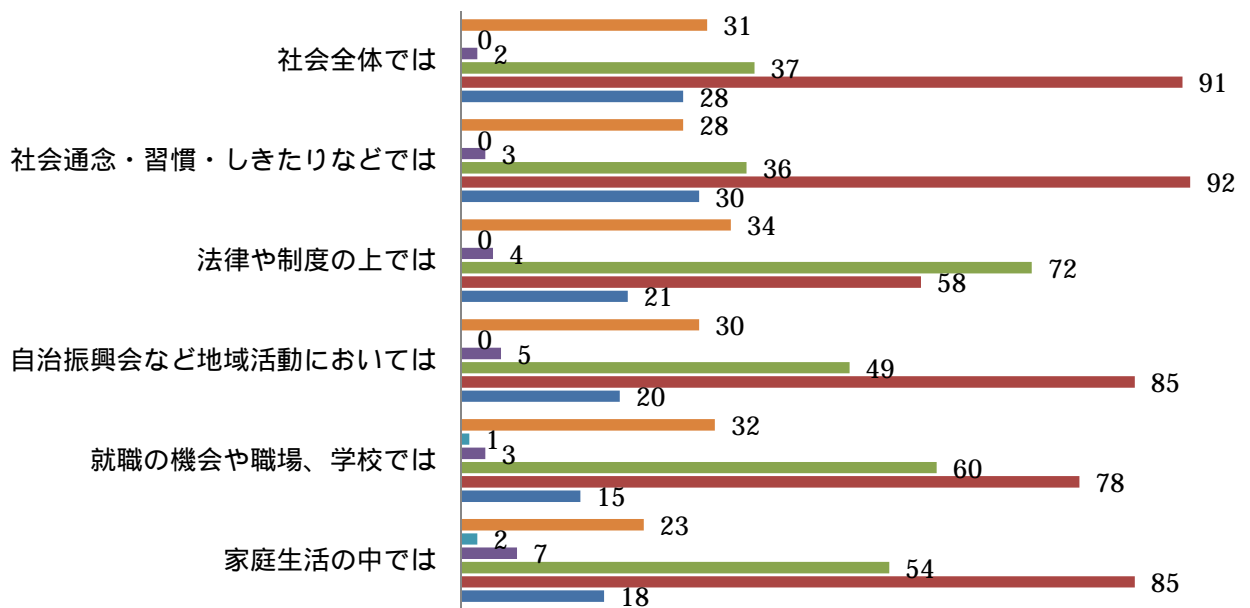
- 無回答
- 女性が非常に優遇されている
- どちらかといえば女性の方が優遇されている
- 平等になっている
- どちらかといえば男性の方が優遇されている
- 男性が非常に優遇されている



単数回答 サンプル数：男性 162

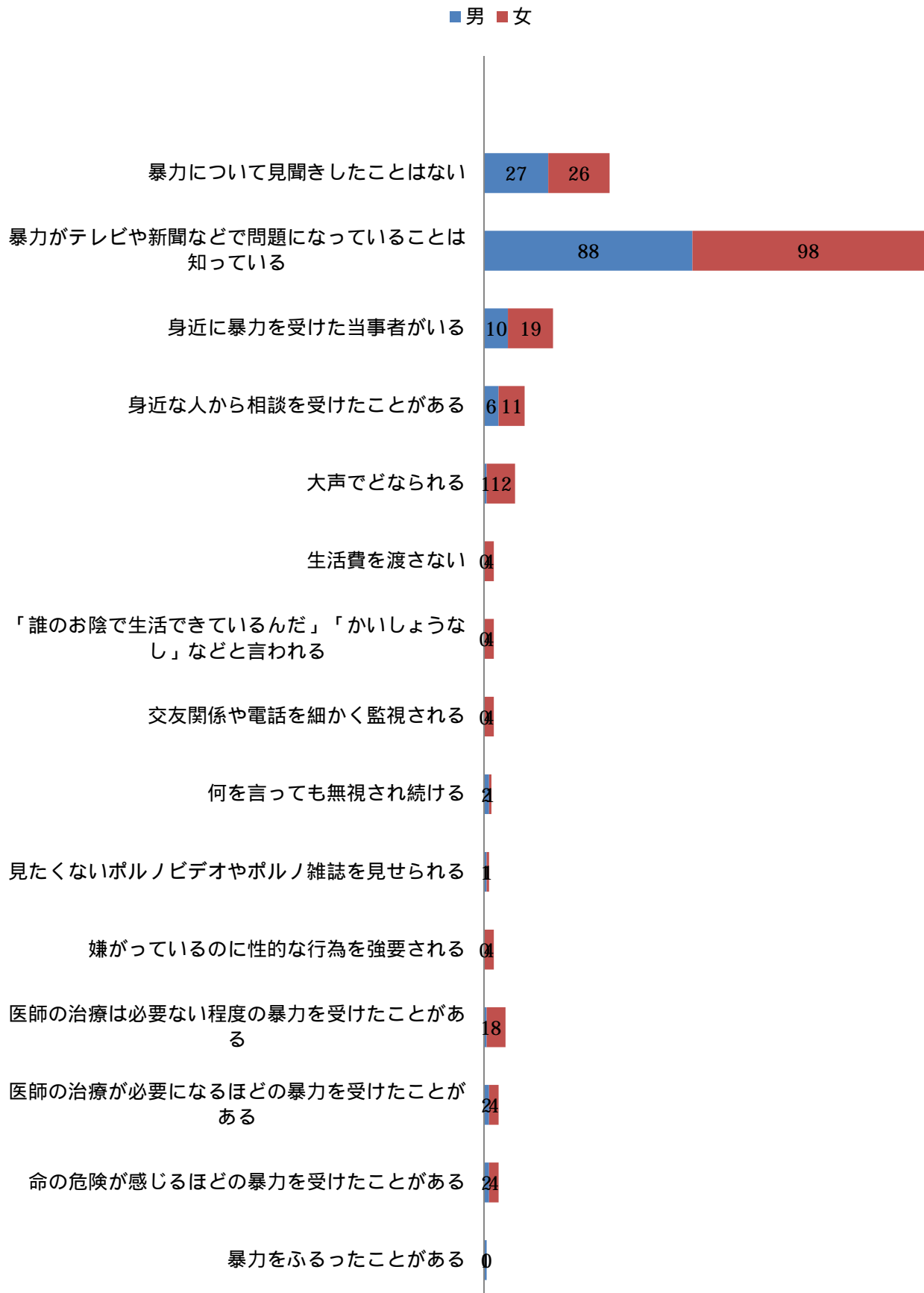
問13 女性の回答

- 無回答
- 女性が非常に優遇されている
- どちらかといえば女性の方が優遇されている
- 平等になっている
- どちらかといえば男性の方が優遇されている
- 男性が非常に優遇されている



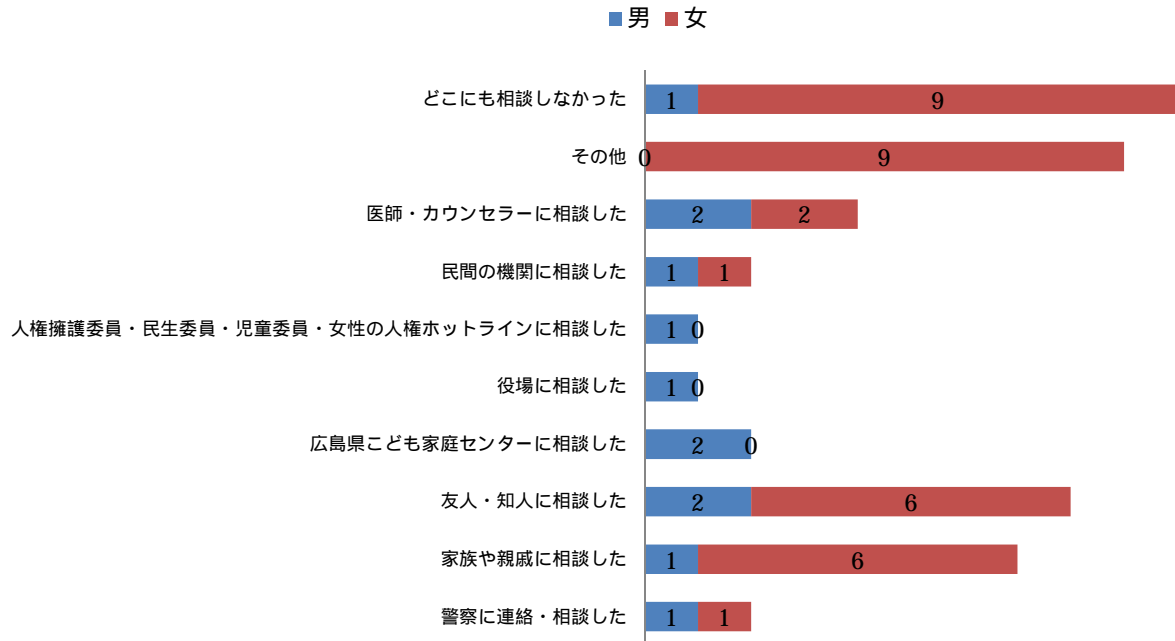
単数回答 サンプル数：女性 189

問14 DVを経験したり身近で見聞きしたことがありますか



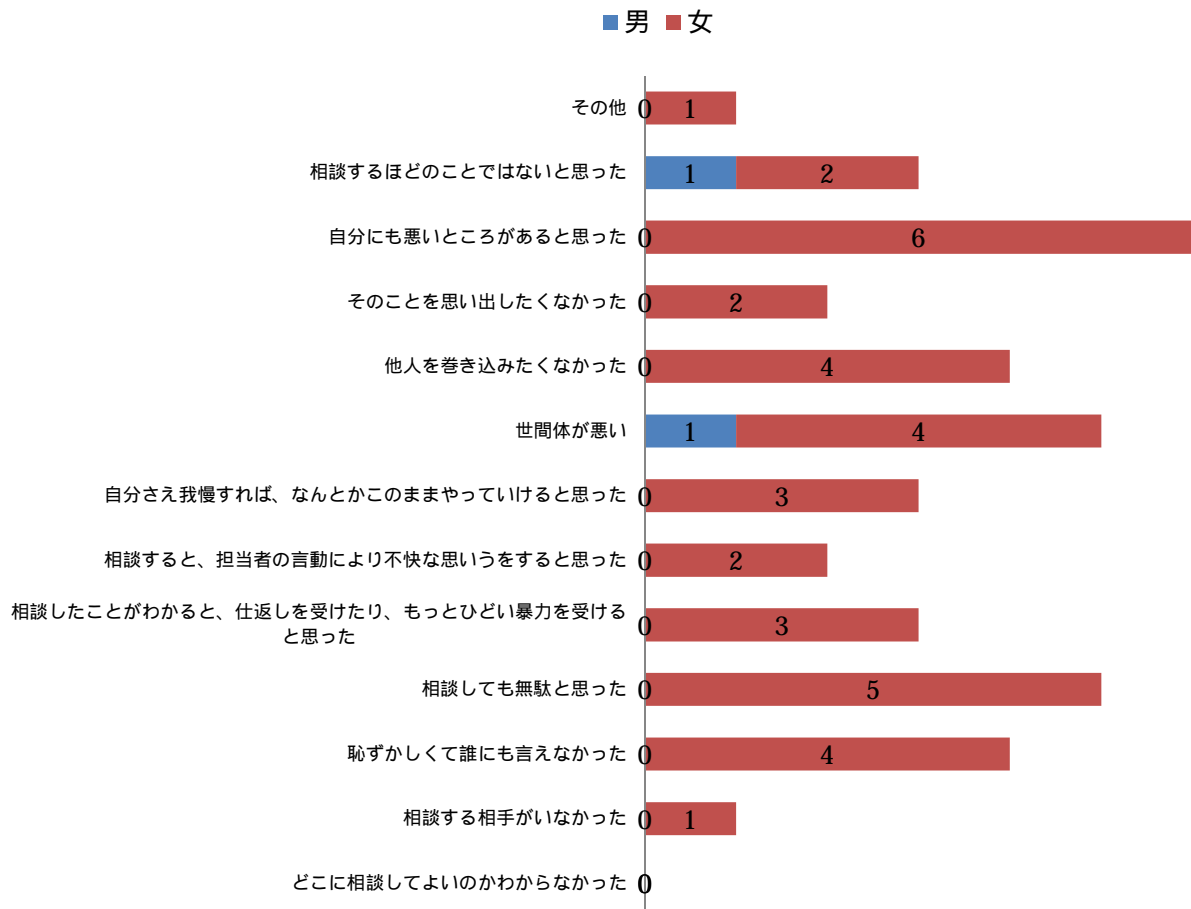
複数回答 サンプル数：女性 189 男性 162

問14-1 受けた暴力について誰かに打ち明けたり相談したことがありますか



複数回答 サンプル数:暴力を受けたことがある者

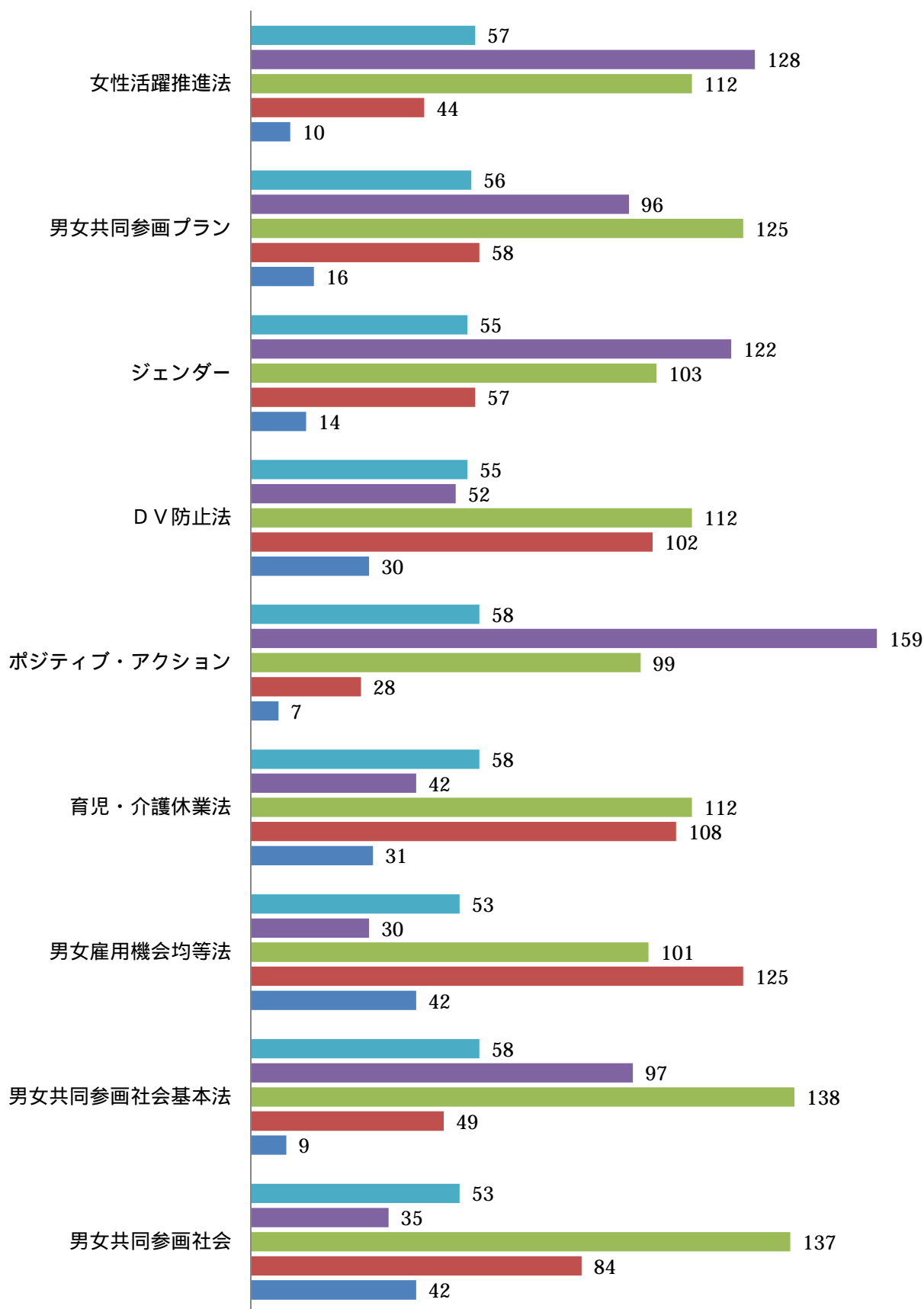
問14-2 どこにも相談しなかったのは、どんな理由からですか



複数回答 サンプル数:どこにも相談しなかった者

問15 次にあげる言葉についてご存知ですか

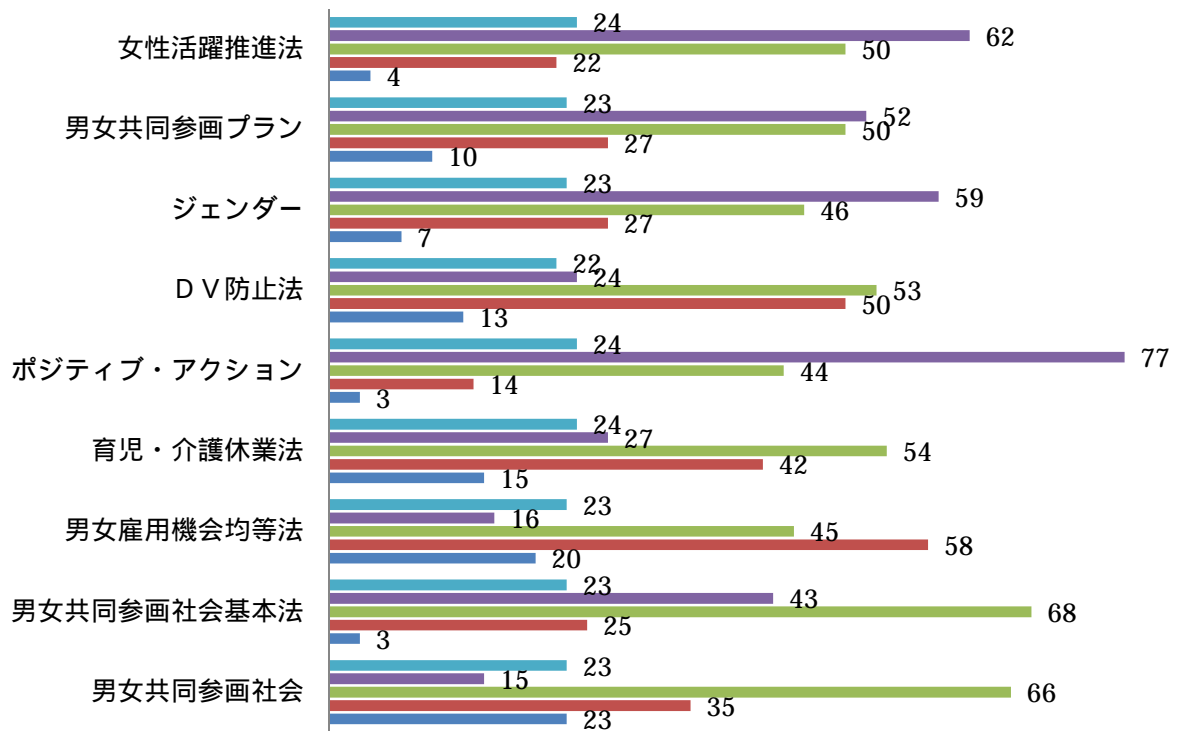
■ 無回答 ■ 全く知らない ■ 言葉は知っている ■ 少しは知っている ■ よく知っている



単数回答 サンプル数：女性 189 男性 162

問15 男性の回答

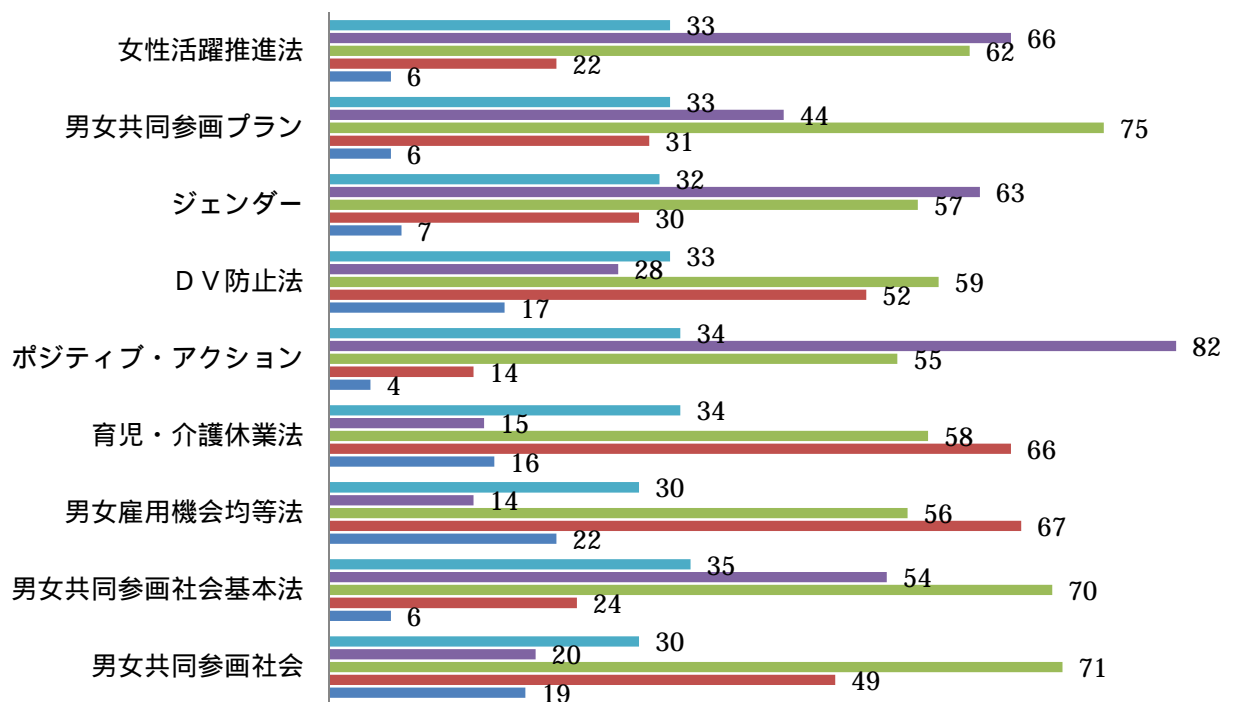
■ 無回答 ■ 全く知らない ■ 言葉は知っている ■ 少しは知っている ■ よく知っている



単数回答 サンプル数：男性 162

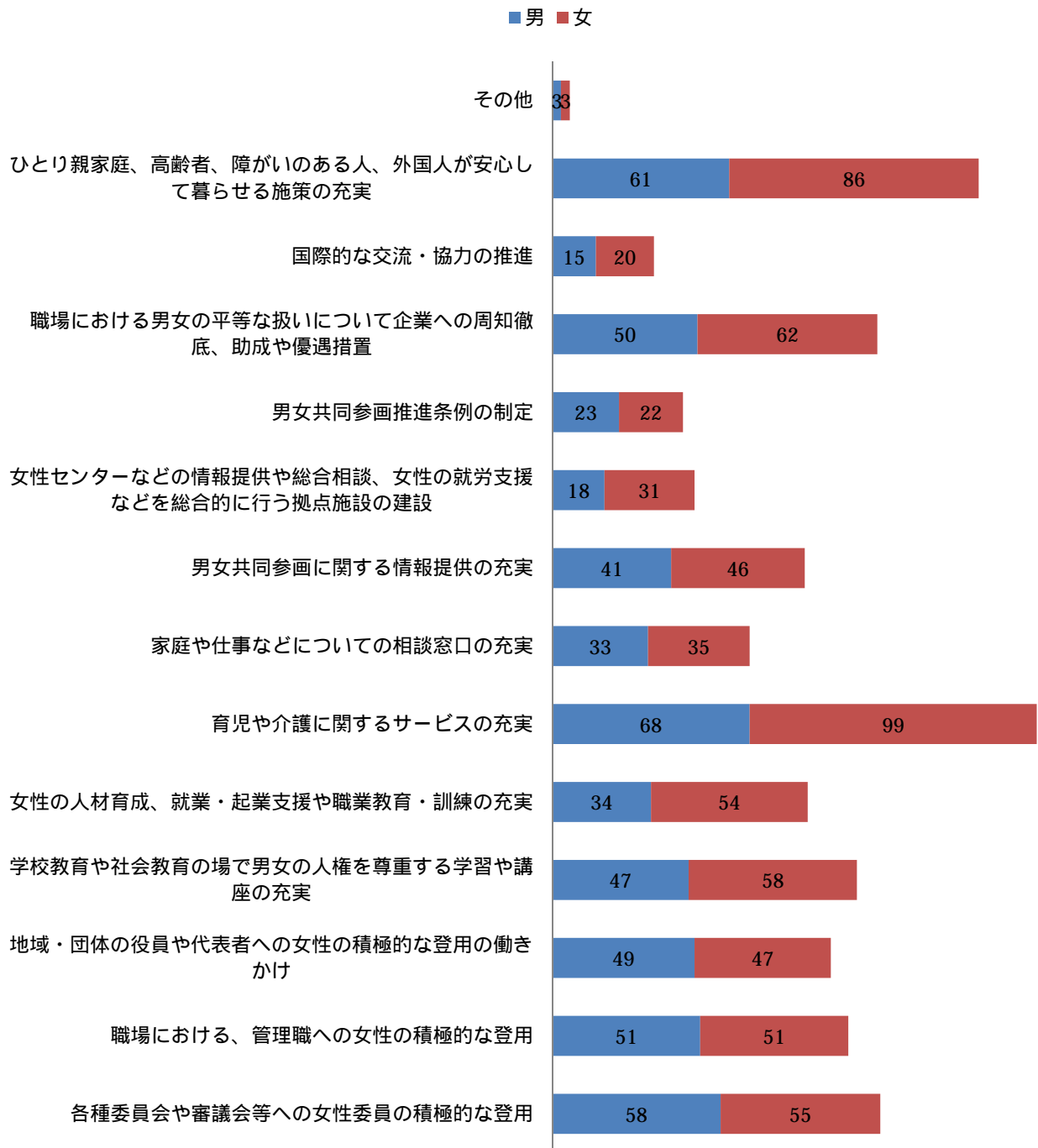
問15 女性の回答

■ 無回答 ■ 全く知らない ■ 言葉は知っている ■ 少しは知っている ■ よく知っている



単数回答 サンプル数：女性 189

問16 男女共同参画を実現のために、安芸太田町に対して何を望みますか



その他（自由記述）

年配の方の意識改革
 役場が率先して男性が育休を取る
 衣食足りて礼節を知る
 地方切り捨て社会そのものが問題
 難しいと思う。
 町に対して望むことはない

複数回答 サンプル数：女性 189 男性 162

広島県内市町の状況

資料 2

(1) 広島県内自治体の職員管理職の状況

平成 29 年 4 月 1 日現在

自治体名	職員数				管理職				管理職の比率		
	総数 (a)	女性 (b)	男性 (c)	女性割合 (%)	総数 (d)	女性 (e)	男性 (f)	女性割合 (%)	総数 (d/a)	女性 (e/b)	男性 (f/c)
安芸太田町	283	154	129	54.4	45	14	31	31.1	15.9	9.1	24.0
(内訳)安芸太田病院	119	78	41	65.5	21	9	12	42.9	17.6	11.5	29.3
病院以外	164	76	88	46.3	24	5	19	20.8	14.6	6.6	21.6
北広島町	336	116	220	34.5	33	3	30	9.1	9.8	2.6	13.6
府中町	339	94	245	27.7	40	5	35	12.5	11.8	5.3	14.3
海田町	198	94	104	47.5	42	11	31	26.2	21.2	11.7	29.8
熊野町	159	62	97	39.0	33	4	29	12.1	20.8	6.5	29.9
坂町	101	28	73	27.7	22	4	18	18.2	21.8	14.3	24.7
大崎上島町	95	32	63	33.7	10	2	8	20.0	10.5	6.3	12.7
世羅町	207	89	118	43.0	17	1	16	5.9	8.2	1.1	13.6
神石高原町	160	64	96	40.0	21	7	14	33.3	13.1	10.9	14.6
町計	1,878	733	1,145	39.0	263	51	212	19.4	14.0	7.0	18.5
広島市	9,264	3,351	5,913	36.2	633	70	563	11.1	6.8	2.1	9.5
呉市	1,950	489	1,461	25.1	260	5	255	1.9	13.3	1.0	17.5
竹原市	259	109	150	42.1	31	4	27	12.9	12.0	3.7	18.0
三原市	877	269	608	30.7	73	4	69	5.5	8.3	1.5	11.3
尾道市	2,102	1,065	1,037	50.7	128	23	105	18.0	6.1	2.2	10.1
福山市	3,952	1,981	1,971	50.1	322	51	271	15.8	8.1	2.6	13.7
府中市	449	187	262	41.6	53	11	42	20.8	11.8	5.9	16.0
三次市	967	533	434	55.1	71	17	54	23.9	7.3	3.2	12.4
庄原市	591	232	359	39.3	57	8	49	14.0	9.6	3.4	13.6
大竹市	295	86	209	29.2	49	10	39	20.4	16.6	11.6	18.7
東広島市	1,527	530	997	34.7	176	40	136	22.7	11.5	7.5	13.6
廿日市市	1,084	422	662	38.9	130	33	97	25.4	12.0	7.8	14.7
安芸高田市	377	120	257	31.8	57	3	54	5.3	15.1	2.5	21.0
江田島市	362	125	237	34.5	54	9	45	16.7	14.9	7.2	19.0
市計	24,056	9,499	14,557	39.5	2,094	288	1,806	13.8	8.7	3.0	12.4
市町計	25,934	10,232	15,702	39.5	2,357	339	2,018	14.4	9.1	3.3	12.9

広島県職員

病院医療職	1,265	953	312	75.3	47	4	43	8.5	3.7	0.4	13.8
病院医療職を除く	4,551	1,185	3,366	26.0	289	16	273	5.5	6.4	1.4	8.1

(2) 広島県内自治体の行政委員会の状況

平成 29 年 4 月 1 日現在

市町名	委員会数			委員数		
	総数	女性の 参画有	割合 (%)	総数	女性委員	割合 (%)
安芸太田町	5	3	60.0	27	8	29.6
北広島町	5	3	60.0	38	4	10.5
府中町	4	3	75.0	14	7	50.0
海田町	4	2	50.0	13	3	23.1
熊野町	5	2	40.0	27	4	14.8
坂町	4	1	25.0	14	2	14.3
大崎上島町	5	3	60.0	32	4	12.5
世羅町	5	3	60.0	40	5	12.5
神石高原町	5	2	40.0	28	4	14.3
町計	42	22	52.4	233	41	17.6
広島市	6	6	100.0	44	13	29.5
呉市	5	4	80.0	21	4	19.0
竹原市	6	2	33.3	28	2	7.1
三原市	6	3	50.0	57	5	8.8
尾道市	6	6	100.0	58	8	13.8
福山市	6	4	66.7	59	7	11.9
府中市	6	4	66.7	41	6	14.6
三次市	7	7	100.0	64	15	23.4
庄原市	6	5	83.3	62	13	21.0
大竹市	6	2	33.3	28	3	10.7
東広島市	6	4	66.7	62	13	21.0
廿日市市	6	5	83.3	42	11	26.2
安芸高田市	5	1	20.0	25	2	8.0
江田島市	6	3	50.0	38	6	15.8
市計	83	56	67.5	629	108	17.2
市町計	125	78	62.4	862	149	17.3

(3) 広島県内自治体の審議会、委員会等の状況

平成 29 年 4 月 1 日現在

市町名	審議会等			委員数		
	総数	女性の 参画有	割合 (%)	総数	女性委員	割合 (%)
安芸太田町	13	11	84.6	180	38	21.1
北広島町	19	19	100.0	310	82	26.5
府中町	22	21	95.5	259	87	33.6
海田町	18	15	83.3	195	53	27.2
熊野町	7	6	85.7	69	17	24.6
坂町	20	15	75.0	277	65	23.5
大崎上島町	41	29	70.7	522	92	17.6
世羅町	29	23	79.3	309	90	29.1
神石高原町	11	8	72.7	140	16	11.4
町計	180	147	81.7	2,261	540	23.9
広島市	68	66	97.1	1,181	350	29.6
呉市	43	38	88.4	711	160	22.5
竹原市	25	20	80.0	320	69	21.6
三原市	47	43	91.5	650	170	26.2
尾道市	39	35	89.7	616	167	27.1
福山市	60	54	90.0	1,019	260	25.5
府中市	33	24	72.7	418	92	22.0
三次市	22	21	95.5	316	91	28.8
庄原市	26	23	88.5	348	91	26.1
大竹市	20	14	70.0	230	38	16.5
東広島市	50	46	92.0	668	195	29.2
廿日市市	36	31	86.1	553	127	23.0
安芸高田市	18	16	88.9	391	140	35.8
江田島市	35	31	88.6	491	115	23.4
市計	522	462	88.5	7,912	2,065	26.1
市町計	702	609	86.8	10,173	2,605	25.6

(4)安芸太田町の行政委員会、審議会等の状況

平成 29 年 4 月 1 日現在

	行政委員会	委員総数	内、女性委員	女性割合 (%)
1	選挙管理委員会	4	2	50.0
2	農業委員会	14	5	35.7
3	教育委員会	4	1	25.0
4	監査委員会	2	0	0.0
5	固定資産評価審査委員会	3	0	0.0
	計	27	8	29.6

	審議会・委員会	委員総数	内、女性委員	女性割合 (%)
1	図書館協議会	11	7	63.6
2	障害程度区分認定審査会	5	3	60.0
3	スポーツ推進審議会	13	6	46.2
4	社会教育委員会	15	6	40.0
5	介護認定審査会	22	8	36.4
6	公民館運営審議会	10	3	30.0
7	民生委員推薦会	7	1	14.3
8	文化財保護審議会	8	1	12.5
9	国民健康保険運営協議会	9	1	11.1
10	環境審議会	13	1	7.7
11	国民保護協議会	18	1	5.6
12	防災会議	25	0	0.0
13	水防協議会	24	0	0.0
	計	180	38	21.1

(5) 広島県内自治体の市町議会議員の状況

平成 28 年 12 月 31 日現在

市町名	議員総数	女性議員数	男性議員数	女性割合(%)
安芸太田町	12	1	11	8.3
北広島町	17	0	17	0.0
府中町	18	3	15	16.7
海田町	16	3	13	18.8
熊野町	16	2	14	12.5
坂町	12	3	9	25.0
大崎上島町	11	0	11	0.0
世羅町	14	1	13	7.1
神石高原町	12	1	11	8.3
町計	128	14	114	10.9
広島市	54	8	46	14.8
呉市	32	3	29	9.4
竹原市	14	2	12	14.3
三原市	27	4	23	14.8
尾道市	28	1	27	3.6
福山市	40	4	36	10.0
府中市	20	2	18	10.0
三次市	24	3	21	12.5
庄原市	20	2	18	10.0
大竹市	15	1	14	6.7
東広島市	30	4	26	13.3
廿日市市	29	6	23	20.7
安芸高田市	18	2	16	11.1
江田島市	17	0	17	0.0
市計	368	42	326	11.4
市町計	496	56	440	11.3